

Snowboard.

Organizing
Manual

公認競技会
競技役員・運営マニュアル

2020年度改訂第28版

日本スノーボード協会



1. 公認競技会の仕組み

組織委員会 (OC=THE ORGANIZING COMMITTEE)

JSBAによって承認され、競技会を整然と準備し、競技会の非技術的事項を取り扱い、運営に責任を持つ組織。実際に競技会が行なわれるまでの間、TS、現場のスキー場やスポンサーと連絡を取り合い、その下準備を行なうお膳立て部隊。

競技委員会 (RC=THE RACE COMMITTEE)

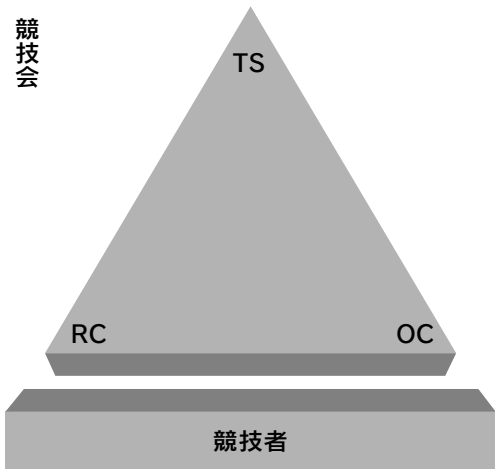
OCおよびJSBAによって任命され、競技会当日の技術的事項を取り扱い、実際に競技会を運営する実行部隊。

テクニカル・スーパーバイザー (TS=TECHNICAL SUPERVISOR)

競技会ごとに、JSBAより任命され、JSBAの公式な代表として、競技者の安全が確保されているか・JSBAの規則と指示が守られているか・競技会がミスなく実行されているか・TSの権限内で組織者に助言を行なうなどを監視監督する、公認競技会における最高責任者。

競技者 (THE RACER)

各役員の指示に従い、整然と競技会に参加し自己のベストを尽くす。



以上の3つのグループが三位一体となり、競技会を運営することにより、初めてその競技会を成功させることができる。

2. 競技会におけるTSの役割

- ・正しい状況の判断
- ・即座に適切な対策を指示する
- ・決断を下す
- ・曖昧でない的確な指示
- ・発生しうる状況にどう対応し、どう判断するか（予見能力）
- ・立派な人間像を印象付ける。（服装、人格）

指導力発揮の手順

（リーダーとしての行動／指導手順）

- ・問題の把握
 - －何の事か
 - －問題の構造
 - －関係者の状況
- ・目標の設定
 - －最高
 - －最低
- ・計画
 - －方針と手順の決定
- ・当面の処置
 - －優先順位の変更
 - －具体的情報の収集
- ・決断を下す
 - －状況の判断
 - ・現状の分析
 - ・経験による類似例の調査
 - ・潜在的な問題の調査
 - ・各種代案の比較検討
 - －決断を下す
- ・意志の伝達
 - －目標説明
 - －全般的指示の発表
 - －天候
- ・業務の分担
 - －指示の発令
 - －意欲を掻き立てる操作
- ・調整
 - －役員の責任範囲の確定
 - －最終時限の設定
- ・監督
 - －現場での確認作業
 - －報告書作成（締切を設定!!）
- ・訂正
 - －業務内容の明確化

TSの資格：

TSの仕事には、

- (1)理論・知識
- (2)人格
- (3)体験

が必要です。従って試験で取得できるものではありません。まずアシスタントTSとなり、実際にTSについての実践を経験したのち、TSの推薦によってクリニックに参加し、取得できます。

テクニカル・スーパーバイザー（TS）

競技会以前の任務

- 競技会のコースを夏期に1回視察すること。（但し過去に同じコースで競技会を行なった場合はこの限りではない）

視察の要領は次の通りである。

- ①コース規程に合致しているか。
- ②冬期のコースにおける天候の影響。
- ③選手を出発点に運ぶ輸送方法。
- ④出発と決勝地点の連絡方法。
- ⑤医療関係。

夏期にコースを視察しない場合でも上記に関して、現地と連絡を取り充分把握しなくてはならない。

- 競技開始日の少なくとも1週間前に、当該組織委員会と連絡を取り準備状況を把握する。

- 前競技会のTSの報告書を読み状況を把握し、問題点を検討する。

少なくとも公式トレーニング開始24時間前に、競技会会場に到着し、コースを視察し、次の点を確認する。

- ・ 競技役員構成
- ・ コースレイアウト
- ・ 安全基準
- ・ 出発、決勝地域の安全性
- ・ 救急地点
- ・ 報道関係
- ・ 通信及び計時施設

公式トレーニング及び競技会期間中におけるTSの義務

- 競技会中、公式トレーニング中は終始立ち合い、競技役員の活動を指示監督する。
- ジュリー会議、チームキャプテン・ミーティングへ出席し、ジュリー会議の議長を務める。
- 競技会全体の安全面、技術面の監督。
- 監督やトレーナーとの協力。
- 悪条件下での競技の実施・制限・順延・中止の判断をする。（ただし、OCと事前に協議する必要がある。
- 競技会開催中に委嘱されたTS候補の教育について責任を持つ。
- 競技会中におけるすべての出来事に全責任を負わなければならない。

競技終了後

- TSは、報告書（提案事項を含む）をJSBA競技本部に送付する。

TSの権限

- ジュリーの長となる。
- 規則にない問題点の決定。
- 緊急の際、TSは仮に他のジュリーメンバーと連絡が取れない場合でも、自分の責任で競技を中断する権限がある。
- 必要の場合、資格者をジュリーメンバーに指名することが出来る。

3. 組織委員会 (THE ORGANIZING COMMITTEE)

組織委員会は、次の役員によって構成される。【第201条】

- | | |
|----------|--------------|
| (1)組織委員長 | (6)財務委員長 |
| (2)競技委員長 | (7)交通・輸送委員長 |
| (3)事務局長 | (8)式典委員長 |
| (4)宿泊委員長 | (9)警備委員長 |
| (5)医事委員長 | (10)その他必要な役員 |

(1)組織委員長「主催責任者」

JSBAより承認を受け組織委員会を構成し、各役員を統括し指示を与える。

競技会前……。

- * JSBA競技規則に精通する。【第104条】
 - * 組織委員会の各役員の指名専任
 - * 財源の確保＝スポンサーの確保→財務委員長
 - * スキー場との事前交渉
 - －コースの確認→競技委員長
 - －宿舎、各種会場場所の確認→宿泊委員長
 - －救護施設の確認→医事委員長
 - －現場での競技者および役員の輸送方法の確認→競技委員長
 - －各種式典の段取り→式典委員長
 - －現地までの経路の確認→輸送交通委員長
 - －コース内での安全性の確認→警備委員長
 - －スキー場に対する支出の確認→財務委員長
 - * JSBA（所属地区協会）へ競技会公認申請書の提出【第106条】
 - * 組織委員会の各役員を指揮監督する。
 - * 組織委員会を数回開き次の事項を決定し、遂行する。
 - －開催地の決定
 - －開催競技種目の決定
 - －参加人員の決定
 - －参加料の決定
 - －締切の決定
 - －公示（大会プログラム）の発行（実施要項とエントリー用紙で構成される）
発行と同時にJSBAに2部送付（競技本部／担当TS用）
 - －競技役員用の要項（タイムテーブル）の作成し事前に各役員および担当TSに配布
- 実施要項には次の要項を必ず入れること。【第111条】
- ①競技会の期日
 - ②競技会会場に関する情報・事項
 - ③会場に至る経路
 - ④競技会のタイムスケジュール（競技者用）

- ⑤参加条件（例：ヘルメット着用義務など）
- ⑥主要役員（ジュリーメンバー）
- ⑦公式掲示板の位置
- ⑧現地本部の位置
- ⑨チームキャプテン会議（TC-MEETING）の場所とスケジュール
原則として競技会の前日の夜に行う。
- ⑩エントリーの締切日
- ⑪エントリーの送付先である大会事務局の住所
- ⑫リフトチケットの料金

■エントリー用紙には次の要項を必ず入れること。【第107条】

- ①氏名、年齢、性別、生年月日
- ②現住所、電話番号
- ③血液型
- ④会員番号
- ⑤所属地区協会名およびチーム名
- ⑥チーム・キャプテン名
- ⑦緊急の連絡先
- ⑧親権者の承認書（但し未成年者の場合）
- ⑨免責同意書及び署名・捺印
- ⑩スポーツ傷害保険の保険会社名および証券番号
- ⑪種目別使用ボード、バインディング及びブーツ名（公認用具）
- ⑫個人情報に関する取り扱い
- ⑬記入不備の場合、受け付けられない旨の注釈

* 大会役員に対する保険の附保。【第108条】

* 担当TSと常に情報を交換し合う。

競技会終了後……。

* 公式成績表の作成。【第112条】

ー公式成績表の発表

■公式成績表には最低限次の事項を記入すること。

- ①競技会名称（公認番号）
- ②コース及びリゾート名
- ③主催団体名（組織委員会）／協賛社名
- ④競技会開催日時
- ⑤天候
- ⑥カテゴリー名
- ⑦種目別順位およびタイムまたはポイント（公式成績用）
- ⑧競技者の会員番号、氏名およびピブ番号
- ⑨担当TS名
- ⑩失格、途中棄権および不出場者の氏名
- ⑪ジュリーの署名
- ⑫ジュリーメンバー及びジャッジ名

* 成績の報告【第113条】

ー競技会終了後、ただちに担当TSに報告する。

(2)競技委員長「開催地を管轄する地区協会の競技役員」

競技委員会に明記。

(3)セクレタリー(事務局長)「主催者所属の事務員」

組織委員長の秘書的存在で、組織委員会の他の役員に具体的な指示を与え、その遂行を統括する。競技委員会に属するレースセクレタリーとは区別される。

* 事前準備

- 組織委員会の議事録の作成
- 公示の作成
- エントリー用紙の作成
- 競技会プログラムの作成
 - ① 競技者用 → 組織委員長、競技委員長と連携
 - ② 役員用 → 競技委員長と連携
- エントリーの受付業務、入金管理および協賛金の管理
 - 財務委員長と連携
- 会員であるかどうかの確認
- JSBA公式用品使用者であるかどうかの確認
- エントリーリストの作成
 - ① 競技種目別
 - ② カテゴリー別
 - ③ シード権の確認および分類
- 各役員の現地到着時間および宿舎の予約状況の確認
 - 宿泊委員長と連携
- 各種備品の調達（資料参照のこと）

* 競技会に持参する物

- 各種備品
- 参加競技者のエントリー用紙またはそのコピー
- 運営費（役員の旅費、宿泊費、日当、現地費用、雑費）
 - 財務委員長と連携、ただし、収支の最終的な責任は財務委員長が持つ。
- エントリーリストまたはそのコピー
- 競技会プログラム（競技者用、役員用）

* 現地にて競技会前

- 宿舎側との打ち合せ
 - 宿泊委員長と連携
- 役員のタイムテーブルの確認
 - 競技委員長と連携
- 受付業務
 - 役員（VIP「招待者、スポンサー、OS、報道関係者」を含む）の受付
 - ① 役員用のリフトパス、IDカードを配布する。IDカードはそれを見ただけでその役職が判るよう、色別、番号、アルファベット等を明示したものが便利である。
 - ② 大会プログラムおよび役員用タイムテーブルを配布する。
 - 競技委員長と連携

③宿泊場所の指示

→宿泊委員長と連携

④出入、立入禁止場所の案内

→警備委員長、報道係長と連携

TCミーティングの準備

①場所の確認

→宿泊委員長と連携

②抽選の準備

→レースセクレタリーと連携

③エントリーの確認

→競技委員長・レースセクレタリーと連携

④ドロー（ピブ抽選）の実施

→レースセクレタリーと連携

⑤ドローの結果のスタートリスト（レースセクレタリーが責任をもって作成する）を必要枚数（役員、TC、報道関係者、OS、スポンサー、公式掲示用）コピーし、それぞれに配布する。

備品の配布

役員に必要な備品を配布する。

* 競技会時

昼食の手配

→宿泊委員長と連携

* 競技会終了後

競技終了後、直ちに計時計算係長の責任において作成した（TSの署名の入ったもの）公式記録を受け取り、必要枚数コピーする。

－役員、TC、報道関係者（報道係長を経て）、OS、スポンサーに配布する。

－公式掲示板に掲示する。

* 表彰式の準備

式典委員長と連携し競技委員長と協議のうえ、表彰式の場所および表彰台の確認をする。

メダル、賞状、賞品の準備

表彰状に競技者の名前を書く余裕がない場合は、仮に鉛筆で書き込み、式終了後に書き込んでかまわない。また降雪時にはビニール袋を準備し表彰状が濡れないように配慮する。

* 費用の支払い

財務委員長と連携のうえ、各役員の交通費、日当を支払い領収書を受け取る。

財務委員長と連携のうえ、役員の宿泊費、雑費、その他の費用を支払い領収書を受け取る。

（上記の支払いは、早めに行うこと。最終日では時間的余裕がない。）

* 備品の回収

器材係長と連携し、配布した備品を回収し、持ち帰る物または返却する物を区分し処理する。

* 競技会後の残務

- 公式成績表の作成。大会終了後2週間以内にJSBAに送達。
→レースセクレタリーと連携
- 運営費の清算
→財務委員長と連携
- 収支報告書を作成し残金、領収書と共に組織委員会に提出する。収支報告書には組織委員長の承認が必要となる。

(4) 宿泊委員長 「地元スノーボーダー・地元観光協会・ホテル・旅行代理店・広告代理店」

地元の観光協会やホテルと下記の件を打ち合わせる。

- 競技者の人数に応じた宿泊施設の確認。
- 競技者が宿泊を申し込む際の窓口の紹介。(競技者の宿泊は各自にやらせるようにすべきである)

* 競技役員の宿泊施設の確保。

- 各役員の部屋割をし、役員が到着しても判るように部屋のドア等に氏名を掲示しておく。(ジュリーメンバーは同室、技術審判は同室、レースセクレタリー、セクレタリーはジュリーメンバーと同室の方が行動しやすい)

* 役員会議、TCミーティング、報道本部の場所の確保。

* 大会本部の確保。

* 食事時間、場所の確保。

* 役員用のリフト券、食券、その他の手配。

* エントリー確認受付場所の確保。

* 公式掲示板の設置場所の確保 (1~2カ所)

* 役員用の昼食の手配

スケジュール通りに、役員の昼食が現地に届けられるように手配する。(競技中に配布する場合は、片手で食べられ、手の汚れない物「サンドイッチ等」が好ましい。

(5) 医事委員長 「JSBA公認スノーボードパトロール(SBP)」 「地元スノーボーダー・地元スキーパトロール」

競技者にもし事故ありたる時の、応急手当、医療施設設置・確保に責任を持つ。

全日本/地区大会は「JSBA公認スノーボードパトロール(SBP)」の派遣を義務とする。

* 救急隊員(パトロール員等)を統括し緊急時の対策に万全をつくす。

- 資格のある者(医師、看護婦)を医事主任とし、待機させる。
- 競技者のあらゆる怪我を想定し、どんな場合でも対処できるようにする。

①各部骨折、捻挫、脱臼、打撲、切傷、胸部圧迫等。

- 事故が発生した際の救急隊員の処置および行動手順の確認。

①連絡方法の経路(無線機:救急隊員→医事委員長・医事主任)
(有線機:医事主任→最寄りの病院)

②応急処置方法(毛布、医療品)

③輸送方法(現場→医療テント・スキーパトロール)

スノーボード、スノーモービル、アキヤボード

(医療場所→病院)

車両、救急車の手配、病院の電話番号の確認。

* コース上の危険箇所を、前もってコース係長より聴取し、救急隊員(パトロール員)の待機地点を指示する。

*緊急時の連絡手段の確保。

- 救急隊員との連絡手段。無線機。
- 病院への連絡手段。有線（電話）番号の確認。

*負傷者が発生した場合の収容・治療する場所の確保。

- 必要な場合医療テントの設置。
- 最寄りの病院、数件の住所、電話番号の確認。

*以下の行事の際は必ず現場で待機する。

- 公式練習時
- インспекション時
- 競技中

(6)財務委員長「主催者所属の事務員」

セクレタリーと共に競技会における財務的な仕事に対して責任を持つ。
競技会における費用の支払いとエントリーフィー等の収入の管理責任者。

- 競技会前には、出場する競技者がエントリーフィーを納入しているかを確認し、その管理を行なう。
- 競技終了後、各役員の交通費・日当を支払い、領収書を受け取る。また、宿泊費・雑費・その他の費用を支払い、領収書を受け取る。（上記の支払いは早めに支払っておくこと。競技終了日は時間的な余裕が無い。）

(7)交通輸送委員長「主催者所属の事務員・旅行代理店」

- 競技会における選手の競技会会場までの交通輸送手段に責任を持つ。
- 競技前には、競技会会場までの考えられ得る交通手段を調査し、実施要項に明示する。また、各役員にも競技会会場までの交通手段を通知する。

(8)式典委員長「主催者所属に事務員・広告代理店」

関係者（JSBA代表・各地区協会代表・その他）と協議のうえ式典の用意をする。

式典の種類と内容例

- | | | |
|------------------------------|------------------------------|------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 開会式 | <input type="checkbox"/> 表彰式 | <input type="checkbox"/> 閉会式 |
| ①開会宣言 | ①開会宣言 | ①開会宣言 |
| ②JSBA代表挨拶 | ②成績発表 | ②JSBA代表挨拶 |
| ③地区協会長挨拶 | ③メダル授与 | ③地区協会長挨拶 |
| ④競技役員紹介 | ④閉会宣言 | ④大会講評（TS） |
| ⑤競技説明 | | ⑤閉会宣言 |
| ⑥選手宣誓 | | |
| ⑦閉会宣言 | | |

※各式典の進行役はセクレタリーが行なう。

(9)警備委員長「主催者所属の事務員・地元スキーパトロール」

- 立入禁止地区等の警備に責任を持つ。
- 立入禁止地区等の案内表示をし、特に競技中は観客やコース内に立入れない者が競技エリアに入らないようにする。

4. 競技委員会 (THE RACE COMMITTEE)

競技委員会は、次の役員によって構成される。†第202条†

- | | |
|--------------------|-----------------|
| ①競技委員長 | ⑪スタート審判 |
| ②競技係長 | ⑫フィニッシュ審判 |
| ③コース係長 | ⑬医事係長 |
| ④スローピルダラー | ⑭器材係長 |
| ⑤計時計算係長 | ⑮報道係長 |
| ⑥旗門審判係長 | ⑯技術審判長（ヘッドジャッジ） |
| ⑦レースセクレタリー（競技事務局長） | ⑰技術審判員（ジャッジ） |
| ⑧主審 | ⑱前走者 |
| ⑨副審 | ⑲旗門審判員 |
| ⑩コースセッター | |

(1) 競技委員長「ジュリーメンバー」 [そのスキー場を管轄する地区協会の競技役員]

全競技役員の仕事指揮監督し、RCを召集してTSと協議のうえ、技術的な問題を検討する。

* TSと協議のうえ、競技会の時程（各競技役員用）を作成し、各競技役員に配布し、指揮監督する。

なるべく細かく指示できるように書くのがよい。

* コースその他の会場の整備状況を確認し、コースレイアウトの指示を与える
コース係長と連携し、

コースフェンスの設置場所の指示

スタート、フィニッシュ設置場所の指示

ジャッジスタンドの設置場所の指示

各本部テントの設置場所の指示

* その他。選手宣誓競技者の選出。

* 競技の前日に競技役員会を召集し、各役員に指示を与え最終の打ち合せを行なう。

タイムスケジュールの確認

各競技役員動き

* TCミーティングの議長を務める。

TCミーティングは、原則として各種目の前日に行なう。

問題点については、事前にTSと十分協議しておく。

TCミーティングの議事録を作成する。

→レースセクレタリーと連携

* TCミーティングの進め方

- 全競技役員の紹介
- 選手代表5名の選出。選手代表委員会(第118条)
 - *種目別に選出することが望ましい。
- タイムスケジュールの発表
 - ①インスペクション開始時間および終了予定時間
 - ②公式練習開始時間および終了予定時間
 - ③前走者出走時間
 - ④スタート合図および間隔
 - ⑤予選開始予定時間
 - ⑥決勝開始予定時間
 - ⑦その他の特別事項
- コースレイアウトの発表(旗門数、標高、斜度など)
 - 事前にコース係長より報告を受ける。(旗門の配置については、前日に行なった場合は、公式掲示板にイラストで掲示し、また当日朝行なった場合は、フィニッシュ地点の掲示板に掲示する。)
- 翌日の気象状況の発表
- ドロー(抽選)→レースセクレタリーと連携
 - ①原則として翌日の競技の抽選を行なう。
 - ②エントリーリストに従い、各選手を呼び出し抽選を行なう。TCミーティング時に参加が確認できない競技者は参加の権利を失う。→レースセクレタリー
 - ③ピブ番号を入れた抽選箱より各競技者ごとに1枚を引かせ、他のTCによく見えるように明示する。
 - ④競技者が引いたピブ番号札に競技者の名前をカタカナで記入し、TCミーティング終了後、直ちに正式なスタートリストを作成する。
- 前走者の選出および発表
 - ①前走者は、その競技会に参加しない者の中から必要人数を選ぶ。
 - ②地元スキーヤーまたはスノーボーダーの中から選出するのが望ましい。
 - ③原則として予選通過程度の技術のある者。特にレベルの高い大会は高技術者を選べきである。
 - *TCミーティングの議事録は、レースセクレタリーが責任をもって作成し、公式記録と共に後日JSBAに送達する。

(2)競技係長「そのスキー場を管轄する地区協会の競技役員」

競技委員長を補佐し、担当する種目を指揮、監督する。場合により競技委員長が兼任してもかまわない。

(3)コース係長「そのスキー場に所属する者/管轄する地区協会の競技役員」

*競技委員会とジュリーの指示と決定にしたがって、コースを準備する責任があり、また競技エリアの雪の状態に熟知する必要がある。

*競技委員会及びジュリーの指示に従いコースの準備とメンテナンスについて責任を持つコース係員の業務を指示・監督し、コースに関する抗議の受理を行なう(受理後TSに報告する)。

* 競技コース整備

- コースの雪面を完全に均等にするように整備する。
- スノーセメントや雪を固める方法をとっても良いが、ジュリーの使用許可を取る
こと。
- コース及びコース両側の積雪量の確認。
- コース上の危険物の排除（枝・木片・石・氷のかけら）。
- 危険箇所の防護対策（雪壁・フォームラバー・俵・マット・安全網）。

* 競技コースの設置

- 出発・決勝エリアの設置。
- 出発エリアは競技者2名とTS・スタート役員以外の者が入れないように遮断する。
- 電気時計の設置。
- デュアル・スラロームのコース設置。
- 競技コースは競技開始12時間前に仕切られていることが望ましい。

* 競技中のコース管理

- 公式練習・予選・決勝の時にコースが悪い状態になったときには、圧雪車を使用
する。
- コースは、スキヤーやスノーボーダーにより、必要に応じ整備される。

(4) スロープビルダー「JSBA有資格者」

公認ライセンスを所有している者の中からJSBAにより任命される。

適応する競技会の分類

競技規則、第102条でJSBAが公認する競技会とする。但し、国際大会はその範囲外とする。

適応する競技会の種類

競技規則、第103条で定められた種目の内、ハーフパイプ、スロープスタイル及び、スノーボードクロス（SX）を適応範囲とする。

仕事内容

上記に定められた競技種目において、安全な競技運営と技術向上に主眼をおいたコース造成を主な作業とする。

<HP>

公認競技会を開催しようとするリゾートにおいて、ハーフパイプの造成を依頼されたり、競技会のTSによって、競技会に使用するハーフパイプに問題があり、修復の依頼を受けた場合。

<SX>

JSBA競技本部から公認競技会のスロープビルダーとして公認コースの造成を依頼された場合TSと連絡を取りながら、コース造成の責任者としてコース造りに従事する。

競技会当日はコース係長として、競技会の運営に携わる。

<SS>

SXに準ずる。

競技前

－競技開始日の、少なくとも1ヶ月前に、当該OCと連絡をとり、予定の競技会のコースについて下記の内容の十分な打ち合わせを行うこと。

- コース

積雪量

重機オペレーターとの連携方法

必要な器材・人材の確保

造成に係る日時

-着工時より、工事責任者と密な連絡をとりJSBAの基本理念に沿ったコース造成が行われるよう監視しなくてはならない。

-競技コースが競技運営上、また安全上問題がないかをTSと確認しなければならない。

-安全性に問題が生じない限り、スノーボードの運動特性を考慮した変化に富むコースを作成しなければならない。

競技中

-公式練習中及び競技中は必ず競技地域内にいる事。

-競技会当日は コース係長に就任する事が望ましい。

競技後

詳細なスロープデータをTSに提出しなければならない。

スロープビルダーの派遣費用

スロープビルダーの派遣費用は、JSBAが定める旅費日当規定に基づき、当該OCが負担する。

(5)計時計算係長「JSBAの有資格者／管轄する地区協会の競技役員」

* スタート、フィニッシュ、計時および計算の各係の指揮および調整について責任がある、指揮下に入る役員は次の通り。

①スタート合図員

②補助スタート合図員

③スタート記録員（スタート合図員と兼務が可能）

④計時主任

⑤計時員

⑥フィニッシュ監視員

⑦計算主任

⑧計算員

* スタート合図員の職務内容

競技開始10分前までに自分の時計を計時員、スタート記録員と合わせておかなければならない。

スタートの予告とスタート間隔を正確にする責任がある。

スタートしようとする競技者に、スタートのタイミングを口頭で与える。

スタート合図は次の5通りのものがある。

①-特に回転競技の場合

“10秒前” または “5秒前”

“READY (レディー)”

“ATTENTION (アテンション)”

“GO” または “よし”

②-特にGSまたはSG競技の場合

“10秒前” または “5秒前”

“5-4-3-2-1” または “3-2-1”

“GO” または “よし”

③ーパラレル・レースの場合

“Right COURSE READY (ライトコース・レディー)”

(ライトコースの競技者の “OK” を確認する)

“Left COURSE READY (レフトコース・レディー)”

(レフトコースの競技者の “OK” を確認する)

“ATTENTION (アテンション)”

“GO (ゴー)”

④ーハーフパイプ・スロープスタイル競技の場合

“ARE YOU READY (アー・ユー・レディー)”

(競技者の “OK” を確認する)

“GO (ゴー)”

⑤ースノーボードクロスの場合

–Riders ready

–Attention

スタート合図員による “Riders ready” “Attention” のコールの後 1 秒から 5 秒までの間にスタートゲートをあける。

* 補助スタート合図員の職務

スタートリストに従い、競技者を順序正しく召集する。

* スタート記録員の職務

競技者のピブ番号およびスタート時間を記録する。

* 計時主任の職務

各競技者の正確なタイム(記録)出しに責任がある。競技開始時間および競技終了時間を正確に記録する。スタート記録員、フィニッシュ監視員と時計を合わせておく。

出来るだけ早く非公式タイムを発表する。

もしも電気計時が故障した場合、計時主任は直ちにフィニッシュ審判とTSに連絡し競技を中断させなければならない。

* 計時員の職務

計時員は計時主任の補佐を行なう。

* フィニッシュ監視員

最後の旗門とフィニッシュラインの間の監視。

完走した全競技者の到着を確認し、計時員に報告する。

* 計算主任の任務

TCミーティングに出席し、ドローで決められたスタート順に従いスタートリストをすみやかに作成する。

迅速かつ正確な順位出しを行なう。非公式成績を即時に複数作成し、抗議期間終了後、また抗議が処理されたあと公式成績を作成し、レースセクレタリーに渡す。

予選終了後も、レースセクレタリーと連携し、すみやかに決勝のスタートリストを作成し、レースセクレタリーに渡す。

(6)旗門審判係長「そのスキー場を管轄する地区協会の競技役員」 「有資格者」

※旗門審判員を編成し、指揮監督する。

- 各旗門審判員の配置をきめ、その担当すべき旗門を指定する。
- 競技の終了にあたり、係長はフィニッシュ・ラインにあって旗門審判員の報告を集め、これを主審に渡さなければならない。
- 各旗門審判員に必要な用具・資料（記録紙・筆記用具・スタートリスト等）を適時に配布しなければならない。
- スタートを観衆から守るためや、コース整備のための補助員を準備しなければならない。
- 旗門のナンバリングやマーキングは決められた時間までに完成しなければならない。

*競技開始前

コース整備

- 新雪の排除・踏み固め・コブを削る・インスペクションでたまった雪の排除。旗門のチェック
- ボールの位置・フラッグの位置・ナンバリング・予備ボール・予備フラッグ
- 用紙類のチェック
- 報道関係者の位置
- 観衆の位置
- コース整備終了後セッターが旗門の位置を決めボールセットが完了次第スケッチを行う。
- スケッチは必要に応じ提出できるようにする。

(7)レースセクレタリー「競技事務局長」 「そのスキー場を管轄する地区協会の競技役員」

- 競技の技術的な問題に対する庶務的な仕事全般に責任がある。これに対し非技術的な問題は組織委員会内のセクレタリーが行なう。
- RC、ジュリー、TC会議の議事録を作成する。
- スタート、フィニッシュ、計時計算員および旗門審判員の必要とする用具を、セクレタリーより受け取り、それぞれの役員に間違いなく渡さなければならない。
- 抗議の受け付け窓口になり、関係のジュリーに渡し、処理を依頼する。
- 成績の計算を容易にするため、計算主任を援助し、終了後ただちに発表できるようにしなければならない。
- ドロー（抽選）の実施

(8)主審「ジュリーメンバー」

- ドローの監督
- スタート、フィニッシュ両審判、旗門審判係長から1回目の終わりと、競技の終わりに、規則違反と失格の報告を受け、競技終了後、直ちに公式掲示板に失格した競技者の名前と、失格にした役員の名前と、失格とした時間を付けて公示する。
- ジュリーの間で、意見が異なったりあるいは特殊なケースが発生した場合は、JSBAに特別報告書を提出しなければならない。

※後述、主審ハンドブック参照のこと

(9)副審

- 主審を補佐し、その任務が安全にかつ潤滑に遂行されるよう援助しなければならない。
- ジュリー・メンバーの一員として、公平かつスムーズな審判が行なわれるよう主審と協力し指示・監督する。
- チーム・キャプテン・ミーティングには必ず出席しなければならない。

(10)コースセッター「JSBA有資格者」

公認ライセンスを持っている者の中からJSBAによって任命される。但し、止むを得ない場合には、組織委員会により任命される。

権利

- アシスタント・コースセッターを任命する権利がある。
- 競技に使用するコースの変更や、安全対策を代える要請をする権限がある。
- コースセットに専念できるような十分な数の援助者を利用できる。
- 器材係長から、ポールセットに必要な器材の供給を受ける。
- コースの最初のフラッグの色の選択権。

義務

- コース地形の予備視察に責任がある。
- 競技コースのセットに責任がある。競技者の安全が他のすべてのことに優先する。
- 競技者を特定地域に導き、事故の危険から守るように旗門をセットしなければならない。
- 安全にルールを守り、しかも自らの構想に反映したコースセットをし、その責任を持たなければならない。
- すべてのTC会議に参加し、セットしたコースについて報告しなければならない。
- すべての競技者にできるかぎり公平なトラック・コンディションが与えられるようなコースセットをしなければならない。

(11)スタート審判

※スタートに関する規則が正確に守られているかどうか確認する。

※遅延スタートや、不正スタートに判定を下す。

- スタートに際する違反行為とその処置
 - ①スタート合図員の“GO(よし)”の合図の前後3秒以内にスタートしなければならない。これに違反した場合、3秒前以前にスタートした競技者は失格、3秒後以後にスタートした競技者は、そのタイムに3秒加算される。またフリースタイル競技の場合は、コールのあと15秒以内にスタートしなければならない。
 - ②自分のスタート順に間に合わなかった競技者は失格となる。しかし、スタート審判が止むを得ない遅刻と判断した場合は、その遅刻を許してもよい。ただし、個人の用具の故障や軽い病気をなどの理由は許されない。
 - ③遅れたスタートに対する決定権は、TSにあるが、明確かつ迅速に判断できない場合は、例外として仮のスタートを許し、競技終了後、主審に報告し決定を仰ぐ。
 - ④定間隔スタートの場合で、スタート審判が止むを得ないと判断したスタートは、

数回を飛ばしてスタートさせる。

- ⑤不定間隔スタートの場合、補助スタート合図員に呼ばれて1分以内にスタート出来ない競技者は失格となる。しかしスタート審判が止むを得ないと判断した場合は、途中で割り込ませてスタートさせることができる。

*用具違反に反する違反(特に安全性)を監視し、裁定を下す。

*競技終了後、スタートしなかった者(DNS=DID NOT START)、不正スタート、遅延スタートその他の規則違反の競技者の名前を主審に報告する。

報告事項

- ①遅刻のため、スタートを許さなかった競技者。
②仮スタートを許した競技者
③遅刻したにもかかわらず、正統な理由によりスタートを許した競技者

※以下の点についてスタート役員を統括する。

スタートしようとする競技者の背後に、役員あるいはスタートを有利にし、または邪魔する可能性がある付き添いが立たないように監視しなければならない。

第三者の助力は禁じられている。

スタートしようとする競技者に合図以外の目的で、話し掛けたり触れてはならない。

(12)フィニッシュ審判

※フィニッシュ・ラインとフィニッシュ・エリアに関する規則が守られているか管理監督する。

※フィニッシュした後の競技者をすみやかに排除し、後続の競技者との事故を防ぐと共に、観客や報道関係者など制限区域内に入らないように監視しなければならない。

フィニッシュ・ラインを正しく通過したかの監視。

フィニッシュ審判は、常にスタート審判と即時連絡がとれなければならない。(無線)

競技終了後、フィニッシュ監視員よりフィニッシュしなかった競技者(DNF=DID NOT FINISH)のリストを受け取り主審に報告しなければならない。

(13)医事係長「JSBA公認スノーボードパトロール(SBP)」 「現地スキーパトロール」

組織委員会の医事委員長を補佐し、定められた公式練習、競技中、十分な救急活動を行なう。

コースの全長において有効な電話または無線機により医事委員長と連絡が取れるよう配慮しなければならない。

(14)器材係長「現地スキー場関係者」

コースの準備および運営に必要なあらゆる用具および器材の管理を担当する。

(15)報道係長「広告代理店など」

報道本部を設置し、報道関係者の案内・整理・調整に責任を持ち、報道関係者に公式記録公式スタートリスト・プログラムを配布する。

報道本部の設置

電話・FAX等の設備の設置

報道本部は報道関係者が憩えるような設備用品を準備する。

- 報道関係者の受付
受付した報道関係者には報道関係者であることが解る表示物を配布する（IDカード・腕章・ビブ等）
- プログラム・スタートリストの配布。
報道者会議の時間場所を指示。
報道関係者に立入禁止地区への指示。
- TSと協議し報道関係者の立入禁止地区の確認。
- 報道関係者会議を毎日行い、注意事項・選手の資料等を配布する。
- 公認記録の発送
各種目の公認記録が出来上がり次第直ちに、報道関係者に電話又はFAXする。

(16)ヘッド・ジャッジ「JSBAの有資格者」「ジュリーメンバー」

JSBAにより任命される。

任務

- ジャッジスタンドの管理
- 競技開始前に、ジャッジミーティングを開催する。
- ジャッジを統括し、ジャッジが円滑に行なわれるように配置する。
- 計時計算係長と共に、判定および記録の正確さを確認する。
- ヘッドジャッジは、緊急の場合以外はジャッジしてはならない。

(17)フリースタイル・ジャッジ「JSBAの有資格者」

- ハーフパイプ競技においては、4名以上のジャッジを用意しなければならない。
- スロープスタイル競技においては、3名以上のジャッジを用意しなければならない。
- 義務
 - ・ジャッジ規定にしたがって、任務を遂行しなければならない。
 - ・公開練習中、模擬ジャッジをし、競技が終了するまで、ヘッドジャッジの補佐をしなければならない。
 - ・必要な場合はヘッドジャッジの手助けをしなければならない。
- ジャッジの遂行
 - ・各ジャッジは記録のためのメモリーボード、集計のためのスコアカード及び筆記具を用意しなければならない。
 - ・競技者を公平に、いかなる偏見ももたずにジャッジしなければならない。
 - ・各ジャッジは競技者のスコアリングに関して、ヘッドジャッジを除く他のジャッジと相談し合ってはならない。
 - ・競技期間中、競技者または観客に話し掛けてはならない。
 - ・競技者がいかなる理由でその滑走を中止したとしても、それまでのスコアをつけなければならない。
 - ・ジャッジ上発生するあらゆる問題は、レースジュリーによって裁定される。

(18)前走者「地元のスノーボーダー・スキーパトロール」

- 前走者の選出および発表
 - ・ジュリーにより決定され、TCミーティング時に発表される。

- ・前走者は、その競技会に参加しない者の中から必要人数を選ぶ。
- ・地元スキーヤーまたはスノーボーダーの中から選出するのが望ましい。
- ・原則として予選通過程度の技術のある者。
- ・その競技に参加している競技者または失格となった競技者は、前走者として指名できない。

- 前走者は、ビブを着用しなければならない。
- 前走者のタイムは、公表されなくてもよい。
- ジュリーの要求に応じて、雪の状況、視界、コースの整備について報告する。
- 前走者の名前は、スタートリスト、公式成績表に載せるられる。
- レースの中断後、追加の前走者を必要であれば滑らせてもよい。

(19)旗門審判員「地元のスノーボーダー・スキーパトロール・学生」 「JSBAの有資格者」

※旗門審判係長の指揮下に入り、次の点に責任を持つ。

- 旗門の通過の監視
- 競技者への情報の提供
 - 競技者が、正確に旗門を通過したかどうか判断できなかった場合、近くの旗門審判員に質問できる。競技者が質問してきた場合に限り、旗門審判員はそれに答えなければならない。
- 旗門の補修
- コース整備
- 観客、報道関係者の整備
- 旗門旗と混同するような衣類は着てはならない。
- 旗門審判係長より次の物を受け取る。
 - ①補助ポール（両色）
 - ②補助旗（両色）
 - ③スコップ、ドリルなど
 - ④チェックカードおよび鉛筆
 - チェックカードの内容
 - ①旗門審判員名
 - ②受け持ちの旗門数
 - ③種目名および種別（公開練習、予選、決勝）
 - 競技者が旗門不通過をした場合
 - ①競技者のビブ番号
 - ②不通過した旗門番号
 - ③旗門不通過の状況
- 全競技者が滑走し終わったあとも、再走にそなえてその場に留まり、旗門審判長の命令で解散する。またその際、チェックカードを旗門審判長に渡す。

5. 裁定委員会 (THE JURY)

ジュリーは、競技会の技術的問題の解決を図るために定められた裁定委員会である。豊富な経験と的確な判断が求められる。

各競技会のジュリーメンバーは、TS・競技委員長・主審(ヘッドジャッジ)の3名で構成される。

ジュリーとしての適確性

- ・ 競技者はジュリーメンバーにはなれない。
- ・ TS以外のメンバーは、地元の地区協会のメンバーから選ぶべきである。
- ・ 裁定はすべて多数決をもって決定し、投票同数の場合は、TSが決定票を入れる。
- ・ 特に競技者の健康、安全に係わる問題で、緊急に決定しなければならない用件については、各ジュリーがその場で決定することが出来るが、その後出来るだけ早くジュリー会議を開き、その決定を確認しなければならない。特に安全性に係わる問題は、他のメンバーと意見が異なってもTSの決定が拘束力を持つ。

公認競技会におけるジュリーの任務

チームキャプテンミーティングに出席し必要な助言を行う。

ドロー（抽選）

ジュリーは、選手の資格、スタート順及び抽選の監督に責任を負う。

トレーニングの監督

ジュリーはインスペクション・公開練習に先立ちコースを視察し、完璧に整備されているかを確認する。

特に下記の点に注意する。

- ・ コース及び両側に十分な積雪量があるか。
- ・ コースの雪面が完全に均等に整備されているか。
- ・ 危険な箇所には、雪壁・フォームラバー、安全網等の防護手段を施し、競技者の落下、滑降時における衝撃を最小限度に和らげる。
- ・ コース整備の際見落とされた枝・木片・石・氷のかけら等について最終点検をする。
- ・ 医療・応急施設と通信網を点検する。
- ・ 出発・決勝地域の点検と、ゴールを越えてからのアウトラインの点検。
- ・ 観客の規制方法の点検。
- ・ 完全なトレーニングを行なうための技術的な準備、気象条件（霧・降雪・強風・雨・嵐・コースの氷化等）の確認をする。

競技会期中のジュリーの権限と任務

・ 投票権を有する3人のジュリーは常にコース全般に位置するか、即時に互いに連絡を取り合う方法を講じなくてはならない。

・ 競技会中、常に会場全域にわたって有効な無線装置を携帯しなければならない。

・ 公式掲示板に発表する、すべての書類の確認。

競技会中止・中断・延期を命ずる権限がある。

中止の判断基準は、下記の通りとする。

- ・ コース上とその周辺に雪が少ないとき。
- ・ コース雪面の不適当な整備あるいは、整備不足。
- ・ 危険箇所の安全対策不備。
- ・ 競技者に危険をもたらす気象条件。

- ・医療・救急・応急設備の不備、不完全な組織。
- ・観客対策の不備。
- ・極端な寒気。

※競技の中断の決定は、最終的な場合と、暫定的な場合がある。暫定的な場合は条件が好転したら競技は継続する。

※競技の成績は、同日に競技が終わった場合のみ有効とする。さもなくば、中断前の成績は無効とする。

※例外として、 Jury は競技者の安全を考慮してコースの整備をするため、一定の短い間隔で競技を中断する権限がある。このような場合は、いつ、どのくらい中断するかを公式に発表しなくてはならない。

抗議

Jury は正式な方法で受け付けた抗議に対して裁定を下し、その決定を当事者に通告する。

規則にない問題が生じた場合、それを協議し決定する。

議事録

すべての会議や Jury の決定は議事録として留め、 Jury 会議議長(TS)の認証を得る。

コースの点検・変更

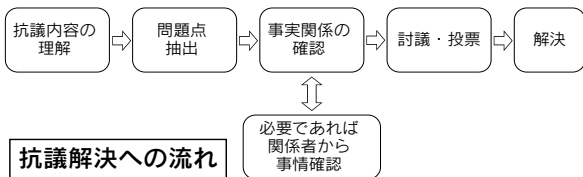
- ・ Jury はコースが設定されたら直ちに、コースを点検する。
- ・ Jury は多数決によってコースを変更する権限がある。

再スタートの承認

Jury は、暫定的に再スタートを認めるかどうか決定する権限がある。

警告カードの発行

Jury は、必要な場合は、競技者、競技役員に警告カードを発行する権限がある。



6. チーム・キャプテン会議

□チーム・キャプテン会議（TCミーティング）は、その競技種目の情報伝達の場である。競技委員長が議長を務める。（約1時間）

全日本大会＝各地区より2名（発言権を有する者として）、但し参加人数は問わない

地区大会＝各都道府県またはチーム単位より1名

公認大会＝チーム単位より1名

国際大会＝国、またはチーム単位より1名（ワールドカップ特別規則に準ずる）

□TCの義務

- ・ TC会議への出席。
- ・ 選手登録、ピブ抽選、情報の伝達および競技者へのピブの配布。
- ・ 競技規則に精通する。

□TCの権利

- ・ TC会議には必ず出席する。
- ・ TC会議における決定は、多数決により各自1票を有する。ただし他のチームの代理投票は認められない。
- ・ ジュリーに対し抗議を提出する権利。

□TC会議

- ・ TC会議は各種目開催の前日に行なうのが望ましい。
- ・ 第1回のTC会議の日程は、公示（プログラム）に明示されなければならない。
- ・ TC会議の議長は、競技委員長が務める。
- ・ 次回のTC会議の日程は、前回のTC会議時に決定され、議事録に記載されなくてはならない。
- ・ TC会議は、競技運営上の決定を下す場ではない。

7. 選手代表委員会 (RACER'S REPRESENTATIVE)

- 選手の立場から、安全規則の履行を中心として、ジュリーに直接助言または提言するために、選手の中から5名の代表を、TCミーティングにおいて選出する。
- TCミーティングに参加できるが、投票権はない。
- RRの選出
 - ・ TCミーティングの前に、TCより候補者を集め、TCミーティングにて、投票にて決定される。

8. 通信連絡図・連絡内容

競技会における無線系統は、大きく分けて(1)競技運営系 (2)進行系の2つに大別される。競技運営系はすべて共通に行われるが、進行系は種目によって系統が異なる。

(1)競技運営系：

競技の運営に関する情報交換に使用する。

- ①TS 「ジュリーメンバー」
- ②競技委員長 「ジュリーメンバー」
- ③主審 「ジュリーメンバー」
- ④副審
- ⑤コース係長
- ⑥スタート審判
- ⑦フィニッシュ審判
- ⑧旗門審判係長 (通常、受信のみ)
- ⑨計時計算係長 (通常、受信のみ)
- ⑩医事委員長 (通常、受信のみ)
- ⑪組織委員長 (通常、受信のみ)
- ⑫レースセクレタリー (通常、受信のみ)
- ⑬報道係長 (通常、受信のみ)

競技会の運営状況を把握し、安全で迅速な進行を計るため、以上のメンバーが同一周波数の無線機を所有し、それぞれの交信を傍受できるようにする。

ジュリー・メンバーは、コース全域に点在するように配置し、常に情報交換を行い、競技の進行・運営を監視し、もし支障をきたす事態が発生した場合、直ちにスタート審判員または関係部署に連絡し競技の進行を中断させなければならない。この系統の無線のオペレーターは、競技委員長が務める。

(2)競技進行系

競技進行に関する情報交換に使用する。

AL系種目

：A系統

競技を迅速に進行し、成績出しを速やかに行うために使用される。

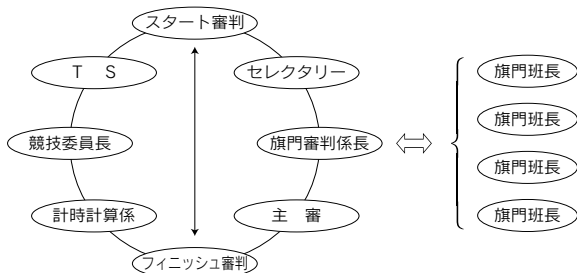
- ①スタート審判
- ②フィニッシュ審判
- ③主審「ジュリーメンバー」
- ④旗門審判長
- ⑤計時計算係長
- ⑥TS「ジュリーメンバー」(通常、受信のみ)
- ⑦競技委員長「ジュリーメンバー」(通常、受信のみ)
- ⑧レースセクレタリー (通常、受信のみ)

: B系統

旗門不通過やコース上の問題点を、連絡することに使用される。

- ①旗門審判係長
- ②各旗門班長

競技進行形 無線系統図



【通常の場合】

- ①スタート審判からスタートした選手のコールが行われる。
- ②フィニッシュ審判からフィニッシュした選手のコールが行われる。

【旗門不通過などの場合】

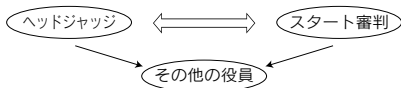
- ①旗門班長より旗門審判長に連絡が入る。
- ②旗門審判長より主審に連絡が入る。

FS種目

: A系統

競技を迅速に進行し、成績出しを速やかに行うために使用される。

- ①スタート審判
- ②ヘッドジャッジ「ジュリーメンバー」
- ③フィニッシュ審判 (通常、受信のみ)
- ④コース係長 (またはコース係員)
- ⑤計時計算係長 (通常、受信のみ)
- ⑥TS「ジュリーメンバー」 (通常、受信のみ)
- ⑦競技委員長「ジュリーメンバー」 (通常、受信のみ)
- ⑧レースセクレタリー (通常、受信のみ)

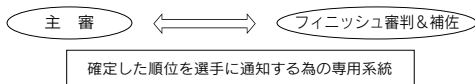


ほとんどの場合、ヘッドジャッジの合図をスタート審判が受信し、選手をスタートさせることに使用される。非常時のみ他の役員が使用する。

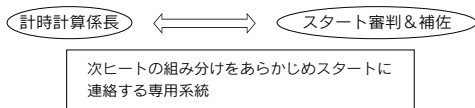
SX種目

アルパイン種目と同じ系統が用意される。また他に、下記の系統を別に用意することは進行の上で望ましい。

《A》 確定順位連絡用



《B》 出走組連絡用



9. 主審(副審)ハンドブック

主審は各ジャッジのリーダーとなり、競技会運営の要となります。各ジャッジから失格者(失格行為)の報告を受け、最終審判をする役目を負います。決定内容は失格表・失格者公示表により公式掲示され、主審決定報告書により最終成績に反映されます。

◆失格の種類◆

主審が決定する失格内容は次の3つに分かれています。
[DNS、DNF、DSQ] おのおの以下の意味になります。

- | | |
|-----|---|
| DNS | DNS=Did Not Start (スタートしていない)
スタートコールに間に合わない場合など、スタート審判が宣言する違反。 |
| DNF | DNF=Did Not Finish (フィニッシュしていない)
途中棄権などでフィニッシュしていない場合、各審判の報告に基づき主審が宣言する違反。 |
| DSQ | DSQ=DisQualified (失格)
各審判の報告に基づき主審が宣言する違反。 |

競技会中は言い違いを防ぐ目的で、略されて報告する場合があります。たとえばDNFを『DF』または『F』、DNSを『DS』または『S』、DSQを『DQ』または『Q』と表現します。

DNS・DNF・DSQともに失格行為ですが、その違反内容の重要性が違ってきます。DNFは、自ら失格行為を意識し、途中棄権を行ったわけですから軽度の違反。DNSはエントリーをしたにもかかわらず、不参加とみなされますので中度の違反。DSQは失格行為を意識せず、または判っていないながら行う違反行為ですから重度の違反といえます。

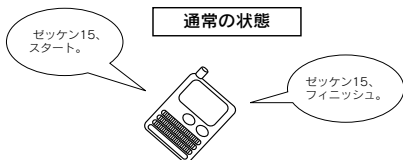
リザルト上では、DSQ違反者は別にカウントされ、何度も繰り返した場合は、イエローやレッドカードなどの警告を与える場合もあります。

この他にSX競技では『IF』という反則行為があります。これはインターフェア(妨害)の略で、妨害者への警告の意味でリザルト抹消という厳しい処置が取られます。

◆無線のやり取りで見る実際例◆

実際の競技会においてはどのように判断を下すのでしょうか？ 通常の違反行為の連絡はすべて無線機を通じて行われます。その無線連絡を確実に聞き取り、報告をまとめ、違反内容を確認し判断を下します。

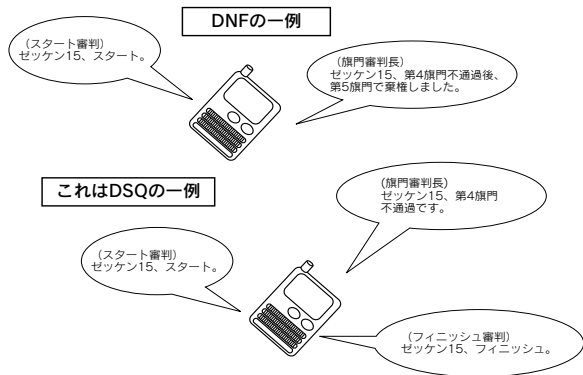
右のような連絡は、問題なく競技が進んでいる場合です。



選手のスタート&フィニッシュ報告を聞き、他の審判から報告も無い場合に成績が確定します。

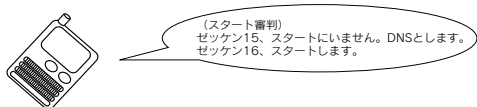
(例1)

旗門審判員からある選手の不通過の報告を受けた場合、その選手が次旗門へ進入していれば失格(DSQ)となりますが、滑走を中断した場合は途中棄権(DNF)となります。



(例2)

スタート審判からDNSの連絡が合った場合、次のスタート順の選手がスタートした時点でDNS確定します。



◆再走◆

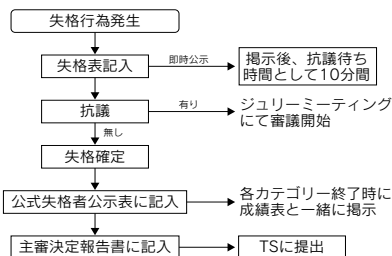
アルパイン競技において以下の場合、すみやかに選手に再走を指示しなければなりません。

1. 計測器の不調によりタイムを計測することができなかった。
2. 妨害を受けたと旗門審判に申告があった場合
(2の場合は、競技の進行を考えてとりあえず仮の再走をさせます。再走のタイムを採用するには、妨害行為の確認が必要です。)

◆公示◆

主審は失格の決定をできる限りすみやかに公示し、また失格者を記録し、報告しなくてはなりません。そのために3回の書式記入が必要となります。

1. 失格表
失格者発生時点で記入し公示します。
2. 公式失格者公示表
抗議時間が経過後に記入します。これにより失格が正式に決定します。各カテゴリー終了後、リザルトと共に掲示します。
3. 主審決定報告書
競技終了後、すべての失格者をまとめて報告書に記入し、TSへ提出します。



◆副審◆

副審は主審を補佐し、その任務が滞りなく遂行するように援助を行います。競技会中は常に主審のそばに位置し、協力しなければなりません。その為にも主審と同様の知識と準備が必要です。なお、HP・SSの場合、主審はヘッドジャッジとなりますから、副審は技術的審判以外の判断を要求されます。

10. チーム・キャプテン会議チェックリスト

①参加TC及び参加役員の記帳	
②点呼	
③議題	
役員の紹介 (競技委員長)	
	<input type="checkbox"/> ジュリーメンバー <input type="checkbox"/> セッター/スロープビルダー/ジャッジ <input type="checkbox"/> 前走者 <input type="checkbox"/> RRの選出
競技会の概略説明 (競技委員長)	
	<input type="checkbox"/> グレード <input type="checkbox"/> 付与されるポイント
タイムスケジュール (競技委員長)	
	<input type="checkbox"/> 開会・閉会・表彰式の時間と場所 <input type="checkbox"/> インспекション開始時間・終了時間 <input type="checkbox"/> 前走スタート時間 <input type="checkbox"/> スタート間隔 <input type="checkbox"/> リザルト・スタートリスト公表予定時間 <input type="checkbox"/> セカンドラン・インспекション予定時間
コース説明 (セッター/スロープビルダー/ヘッドジャッジ)	
	<input type="checkbox"/> コースに関する説明
ルール説明(主審)	
	<input type="checkbox"/> 適用されるルール <input type="checkbox"/> 特別に設定されるルール <input type="checkbox"/> インспекション(公開練習)の手順と方法 <input type="checkbox"/> スタート方法 <input type="checkbox"/> 規制区域の説明 <input type="checkbox"/> 成績の即時公告の方法 <input type="checkbox"/> 決勝進出者プレーオフの方法 (DU) <input type="checkbox"/> 抗議 <input type="checkbox"/> トラブル発生時の成績確定方法 <input type="checkbox"/> ビブ着用・回収に関する注意事項 <input type="checkbox"/> その他注意事項
会場案内(競技委員長)	
	<input type="checkbox"/> 公式掲示板の場所 <input type="checkbox"/> 大会事務局の場所 <input type="checkbox"/> 主審テントの場所 <input type="checkbox"/> トレーニングコースの位置と使用時間 <input type="checkbox"/> IDで規制される地域の説明 <input type="checkbox"/> 使用リフトの稼動時間と乗車時間
その他 (競技委員長)	
	<input type="checkbox"/> 天気予報 <input type="checkbox"/> リゾート内の注意事項 <input type="checkbox"/> リフト券購入方法・販売時間等 <input type="checkbox"/> 医療体制の説明 <input type="checkbox"/> その他伝達事項
④ビブ配布	

JSBA競書 第40号 19991225

公認テクニカル・スーパーバイザー規程

[JSBA競-06号]

1991年07月25日制定

2019年09月01日改訂

- 第1条 日本スノーボード協会（以下「本協会」という）は、競技の公正な運営を図り、競技会の運営の円滑化ならびに権威の保持のため、公認テクニカル・スーパーバイザー「Technical Supervisor」（以下「TS」と略す）を設け、この規程を定める。
- 第2条 本協会は、主催もしくは主管する公認競技会に、競技本部会議が、TSの資格を有する者の中から任命した、TSを派遣しなければならない。
- 第3条 TSは、競技本部会議より委託された競技会に必ず出席し、次の各号の任務を遂行しなければならない。
- (1)本協会を公式に代表し、組織委員会と協力し、競技会の準備および運営を統括し監督する。
 - (2)公式記録を確認するとともに、本協会へ報告する。
 - (3)その他の競技会にとって必要な事項を処理する。
- 第4条 TSとなる者は、本規程第5条に定める受験資格者であり、各地区専門部長より推薦され、TSクリニックに参加し、検定合格ののち、本協会理事会で承認された者とする。
- 第5条 TSの資格は、アルパインTS（AL-TS）、スノーボードクロスTS（SX-TS）、フリースタイルTS（FS-TS）とし、AL-TSはアルパイン公認競技会、SX-TSはスノーボードクロス公認競技会、FS-TSはフリースタイル公認競技会を実務することができる。それぞれTSの候補の対象となる者は、次の各号の条件に該当する者とする。
- (1)AL-TSとなる資格者は、ALタビュレーターの資格とB級セッター以上の資格を有し、下記条件のいずれかにあたる者。
 - ①地区大会以上の競技会においてジュリー経験がある者。
 - ②地区AL部長の推薦がある者。とし、競技本部が行なうAL-TSクリニックに参加し、テストに合格した後、アシスタントTSとしてAL-TSに付いて実務を経験し、AL-TSの推薦を受けなければならない。
AL-TSは、その資格を維持するために資格有効期限内に1回競技本部が行うAL-TSクリニックに参加しなければならない。
 - (2)SX-TSとなる資格者は、SXタビュレーターの資格とスロープビルダーの資格を有し、下記条件のいずれかにあたる者。
 - ①地区大会以上の競技会においてジュリー経験がある者。
 - ②地区SX部長の推薦がある者。とし、競技本部が行なうSX-TSクリニックに参加し、テストに合格

した後、アシスタントTSとしてSX-TSに付いて実務を経験し、SX-TSの推薦を受けなければならない。

SX-TSは、その資格を維持するために資格有効期限内に1回競技本部が行うSX-TSクリニックに参加しなければならない。

(3)FS-TSとなる資格者は、FSタビュレーター資格とC級ジャッジ以上の資格を有し、下記条件のいずれかにあたる者。

①地区大会以上の競技会においてジュリー経験がある者。

②地区FS部長の推薦がある者。

とし、競技本部が行なうFS-TSクリニックに参加し、テストに合格した後、アシスタントTSとしてFS-TSに付いて実務を経験し、FS-TSの推薦を受けなければならない。

FS-TSは、その資格を維持するために資格有効期限内に1回競技本部が行うFS-TSクリニックに参加しなければならない。

第6条

TSライセンス試験は、学科と実技（競技会運営）とし、実技については、公認競技会において、当該TSのアシスタントとしての技量をテストし、次の各号に該当する能力を有していることを確認した後、当該TSの推薦を受け、競技本部資格者選考委員会によって承認されなければならない。

(1)スノーボード競技組織運営に関する知識。

(2)スノーボード競技規則に関する知識。

(3)シーズン中、身柄がある程度自由であること。

(4)本協会より行われる講習会に積極的に参加し、研修に努める。

(5)ある程度の語学（特に英語）能力を有する。

(6)優秀なスノーボーダーとしての資格。

第7条

TSには、本協会より公認証が発行される。競技会に派遣されるTSは、必ずこの公認証を携帯しなければならない。

第8条

TSに公認された者は、下記に定められた申請料、公認料を本協会に納付しなければならない。

申請料：2,200円（申請時のみ）

公認料：5,500円（初回のみ）

*各TS共通

第9条

TSは、次の各号に該当する場合にその資格を喪失する。

(1)本協会の会員の資格を喪失したとき。

(2)本協会理事会がTSとして不適当と認めたとき。

第10条

正当な理由がなく、第5条(1)、(2)、(3)に記載された各々の『資格を維持する為の条件』を満たさなかった場合は、そのライセンスは停止となる。停止を解除するためには、新たに資格維持条件を満たさなくてはならない。

- 第11条 本規程の円滑な運営を図るため、競技本部の資格選考委員会の中に、TS選考会を設ける。このTS選考会は、TS候補者の審査ならびに試験とクリニックの企画、運営を目的とする。
- 第12条 研修会および検定会の費用
講師の旅費、宿泊費は本協会の負担とする。ただし講習料・検定料および研修料は、下記の通りとする。
講習料（新規受講者）：22,000円
検定料（新規受講者）：11,000円
研修料（資格保持者）：5,500円
*各TS共通
- 第13条 この規程の改廃は、理事会の議決による。

公認スロープビルダー規程

[JSBA競-18号]

1999年08月10日制定

2019年09月01日改訂

- 第1条 日本スノーボード協会は、ハーフパイプ競技、スノーボードクロス競技、スロープスタイル競技の安全な競技運営と技術向上に主眼をおいたコース造成技術の修得を目的として、その権威を保つ為公認スロープビルダー制度を設ける。
- 第2条 公認スロープビルダー（以下SBと略す）となる資格者は、BORを受講済の者で下記条件のいずれかにあたる者とする。
1. 公認テクニカル・スーパーバイザー
 2. 公認A・B級セッター
 3. 公認A・B級技術審判員
 4. 公認A・B級インストラクター
 5. 圧雪車オペレーターの従事者で、リゾートからの推薦を得た者
 6. 公認スノーボードパトロール
 7. JSBA公認プロ登録者でスノーボードクロス競技を専門とし、PSA ASIAの推薦を受けた者
 8. 特例として、競技本部資格者選考委員会が認めた者
- 第3条 SBとなる資格者は、次に記載する研修会に参加し、検定に合格しなければならない。
- 研修会の期間は3日間とし、以下の単位を習得する。
- 学科9単位
1. ハーフパイプ、スロープスタイル競技の知識（1単位）
 2. ハーフパイプ、スロープスタイル競技のルール（1単位）
 3. ハーフパイプ、スロープスタイルコース造成の基礎知識（2単位）
 4. スノーボードクロス競技の知識とルール（2単位）
 5. スノーボードクロスコースのレイアウトと造成の基礎知識（3単位）
- 実技7単位
1. スロープビルディング（3単位）
 2. コースレイアウト（4単位）
- 1単位は1時間とする。
- 第4条 SBの研修会及び検定会は、毎年1回競技本部、資格者選考委員会、スロープビルダー選考会によって行われる。
- 第5条 研修会および検定会の講師は、スロープビルダー選考会より1名をもってこれにあたる。
- 第6条 (1)SBの資格は、その任命、退任、失格など、総て資格者選考委員会

で審査し、競技本部が決定する。

(2)資格取得者には、公認証を与え、競技会に派遣されるSBは必ずこの公認証を携帯しなければならない。

- 第7条 公認資格者は、下記の申請料、公認料を別に納付する。
申請料：2,200円（申請時のみ）
公認料：5,500円（初回のみ）
- 第8条 研修会および検定会の費用
講師の旅費、宿泊費は本部の負担とする。但し講習料・検定料および研修料は下記の通りとする。
講習料（新規受講者）：33,000円（実技講習を含む）
検定料（新規受講者）：11,000円
研修料（資格保持者）：5,500円
- 第9条 SBIは、次の各号に該当する場合にその資格を喪失する。
(1)本協会の会員の資格を喪失した時。
(2)本協会、競技本部がSBとして不適当と認めた時。
- 第10条 資格の維持
資格の維持条件は以下の通り。
資格有効期限内に1度研修会に参加しなければならない。
※SX-TS所持者がスロープビルダー資格を維持するには資格有効期限内に下記のいずれかを行わなければならない。
1. スロープビルダー研修会に参加
2. スロープビルダーの実務経験
研修会、競技会に参加した者は、競技役員出役記録簿にその責任者（講師または、TS）が捺印し、証明する。
- 第11条 SBIは、競技コース造成にあたって協力要請があった場合、正当な理由なくしてこれを拒否したり、第10条に定める研鑽を怠ったり、その責任を保つ事ができないとスロープビルダー選考会が判断した場合、資格者選考委員会によってそのライセンスは停止となる。停止を解除するためには、新たに資格維持条件を満たさなくてはならない。
- 第12条 SBの最低賃金は、競技役員運営マニュアル、日当一覧に別途定める事とする。

公認セッター規程

[JSBA競-07号]

1992年10月09日制定

2019年09月01日改訂

- 第1条 日本スノーボード協会（以下「本協会」という）は、アルパイン競技の技術向上と統一的な旗門セットの修得を目的として、その権威を保つため公認セッター制度を設ける。
- 第2条 公認セッターの資格はA級、B級に分ける。
- (1)A級公認セッターとなる資格者は、BORを受講済の者で下記条件のいずれかにあたる者とする。
1. B級公認セッターの資格を有する者で、全日本大会またはプロサーキットで6位以内に3回以上入賞し、アルパイン部の推薦を受けた者。
 2. B級公認セッターの資格を有するもので、2年間連続して研修会に参加し、全日本またはプロサーキットでアシスタントセッターを実務し、地区協会が推薦した者。
 3. JSBA公認プロ登録者でアルパイン競技を専門とし、PSA ASIAの推薦を受けた者。
- (2)B級公認セッターとなる資格者は、BORを受講済の者で下記条件のいずれかにあたる者とする。
1. 旗門審判員の資格を有し、地区大会・公認大会のアシスタントセッターを2回以上実務した者。
 2. 旗門審判員の資格を有し、地区大会で6位以内に3回以上入賞した者で、各地区協会が推薦した者。
 3. JSBA公認プロ登録者でアルパイン競技を専門とし、PSA ASIAの推薦を受けた者。
- (3)A級、B級セッターの受験者の年齢期限は、A級22才以上、B級20才以上とする。
- 第3条 公認セッターとなる資格者は、次の講習検定を受けなければならない。講習検定会の期間は、原則としてA級・B級共に2日間とする。
- 1日目
SL基礎セット／SL応用セット／DU基礎セット／座学
- 2日目
GS基礎セット／GS応用セット／自由課題／実技試験
- ※スケジュールにより上記のカリキュラムが消化できない場合は3日間開催とする。
- 第4条 A、B級公認セッターの検定会は、競技本部資格者選考委員会もしくはその委任を受けた地区協会の主催で、年複数回行われる。

第5条 研修会、検定会の講師は、セッター小委員会より2名以上をもってこれにあたる。

第6条 公認セッターの資格は、その任命、退任、失格など、すべて資格者選考委員会において審査し、競技本部が決定する。資格取得者には、公認証を与える。競技会に派遣される公認セッターは、必ずこの公認証を携帯しなければならない。

第7条 公認資格者は、下記の申請料、公認料を別に納付する。

	A級	B級
申請料	2,200円	2,200円（申請時のみ）
公認料	5,500円	4,400円（初回のみ）

第8条 研修会および検定会に関する一切の事務処理は、資格者選考委員会およびセッター小委員会が連携して行う。

第9条 研修会および検定会の費用

講師の旅費、宿泊費は本協会の負担とする。ただし講習料・検定料および研修料は下記の通りとする。

	A級	B級
講習料（新規受講者）	3,300円	4,950円
検定料（新規受講者）	13,200円	9,350円
研修料（資格保持者）	3,300円	4,950円

第10条 資格の維持

資格の維持条件は以下の通り。

資格有効期限内に1度研修会に参加しなければならない。

※AL-TS所持者がセッター資格を維持するには資格有効期限内に下記のいずれかを行わなければならない。

1. セッター研修会に参加
2. セッターの実務経験

なお、研修会、競技会に参加した者は、公認証にその責任者（講師または上級セッター、TS）が捺印し、証明する。

各責任者は、研修会終了後、2週間以内に報告書を、資格者選考委員会に提出しなければならない。

第11条 公認セッターは、競技会開催にあたって協力要請があった場合、正当な理由なくしてこれを拒否したり、第10条の研鑽を怠ったり、その責任を保てずとアルパイン部が判定した場合、資格者選考委員会によってそのライセンスは停止となる。停止を解除するためには、新たに資格維持条件を満たさなくてはならない。

公認旗門審判員規程

[JSBA競-08号]

1992年10月09日制定

2019年09月01日改訂

- 第1条 日本スノーボード協会（以下「本協会」という）は、スノーボード競技の正しい運営をはかり、厳正公平なる競技の判定によって競技会を円滑にし、その権威を保持するため、公認旗門審判員制度を設ける。
- 第2条 公認旗門審判員となる資格者は、BORを受講済の者でスノーボード競技の運営に情熱を持ち、原則として各地区協会が本協会に推薦した者。
- 第3条 公認旗門審判員となる資格者は、次の研修会および検定会を受けなければならない。
研修会および検定会の期間は1日間とする。
1. 旗門審判員の専門知識
 2. コースマーシャルの専門知識
 3. ビデオ講習
 4. 学科試験（検定会のみ）
- 第4条 公認旗門審判員の研修会および検定会は、毎年1回以上各地区協会によって行われる。
- 第5条 研修会および検定会の講師は、旗門審判小委員会より1名以上をもってこれにあたる。
- 第6条 公認旗門審判員の資格は、その任命、退任、失格など、すべて資格者選考委員会およびアルパイン部で審査し、競技本部が決定する。資格取得者には、公認証が与えられる。競技会に派遣される公認旗門審判員は、必ずこの公認証を携帯しなければならない。
- 第7条 公認資格者は、下記に定めた公認料、申請料を別に納付する。
申請料 2,200円（申請時のみ）
公認料 3,300円（初回のみ）
- 第8条 研修会および検定会に関する一切の事務処理は、資格者選考委員会および旗門審判小委員会が連携して行う。

- 第9条 研修会および検定会の費用
講師の旅費、宿泊費は、本協会の負担とする。ただし講習料・検定料および研修料は下記の通りとする。
講習料（新規受講者）：4,950円
検定料（新規受講者）：1,100円
研修料（資格保持者）：4,950円
- 第10条 公認旗門審判員は、新しい知識を修得し、判定技術の向上ならびに研鑽、および資格維持のため、資格有効期限内に1回競技本部が行う研修会に参加、または公認競技会での実務経験を1回以上しなければならない。
なお、研修会、競技会に参加した者には公認証に責任者（講師またはTS）が捺印し、証明する。
各責任者は、研修会または競技会終了後、2週間以内に報告書を資格者選考部に提出しなければならない。
- 第11条 公認旗門審判員は、競技会開催にあたって協力要請があった場合、正当な理由なくしてこれを拒否したり、第10条の研鑽を怠ったり、その責任を保てずとアルパイン部が判定した場合、資格者選考委員会によってそのライセンスは停止となる。停止を解除するためには、競技本部が行う研修会に参加しなくてはならない。
- 付 記 本ライセンス所持者は、アルパイン競技における旗門審判員、スノーボードクロス競技におけるコースマーシャル、それぞれの役務に資格所持者として着任する。

公認タビュレーター規程

[JSBA競-09号]

1992年10月09日制定

2019年09月01日改訂

- 第1条 日本スノーボード協会（以下「本協会」という）は、スノーボード競技の正確なデータの集計によって競技会の運営を円滑にし、その権威を保持するため、公認タビュレーターの制度を設ける。
- 第2条 タビュレーターの資格は、アルパイン・タビュレーター（AL-Tb）、スノーボードクロス・タビュレーター（SX-Tb）、フリースタイル・タビュレーター（FS-Tb）とし、AL-Tbはアルパイン公認競技会、SX-Tbはスノーボードクロス公認競技会、FS-Tbはフリースタイル公認競技会を実務することができる。それぞれタビュレーターの候補の対象となる者は、次の各号の条件に該当する者とする。
- 第3条 公認タビュレーターとなる資格者は、BORを受講済の者でスノーボード競技の運営に情熱を持ち、パソコンの扱い（特にExcelの基本的な操作）に堪能な者。原則として各地区協会が本協会に推薦した者。
- 第4条 公認タビュレーターとなる資格者は、次の研修会および検定会を受けなければならない。研修会および検定会の期間は1日間とする。
1. タビュレーターの専門知識
 2. タビュレーターの実技講習（パソコンを使用）
 3. 学科試験（検定会のみ）
 4. 実技試験（検定会のみ）
- 第5条 公認タビュレーターの研修会および検定会は、毎年1回以上各地区協会によって行われる。
- 第6条 研修会および検定会の講師は、資格者選考委員会より1名以上をもってこれにあたる。
- 第7条 公認タビュレーターの資格は、その任命、退任、失格など、すべて資格者選考委員会で審査し、競技本部が決定する。資格取得者には、公認証が与えられる。競技会に派遣される公認タビュレーターは、必ずこの公認証を携帯しなければならない。

- 第8条 公認資格者は、下記に定めた公認料、申請料を別に納付する。
申請料 2,200円（申請時のみ）
公認料 3,300円（初回のみ）
*各タビュレーター共通
- 第9条 研修会および検定会に関する一切の事務処理は、資格者選考委員会が行う。
- 第10条 研修会および検定会の費用
講師の旅費、宿泊費は、本協会の負担とする。ただし講習料・検定料および研修料は下記の通りとする。
講習料（新規受講者）：4,950円
検定料（新規受講者）：4,400円
研修料（資格保持者）：4,950円
*各タビュレーター共通
- 第11条 公認タビュレーターは、新しい知識を修得し、計時計算技術の向上ならびに研鑽、および資格維持のため、資格有効期限内に1回競技本部が行う研修会に参加、または公認競技会での実務経験を1回以上しなければならない。
なお、研修会、競技会に参加した者には公認証に責任者（講師またはTS）が捺印し、証明する。
各責任者は、研修会または競技会終了後、2週間以内に報告書を資格者選考委員会に提出しなければならない。
- 第12条 公認タビュレーターは、競技会開催にあたって協力要請があった場合、正当な理由なくしてこれを拒否したり、第11条の研鑽を怠ったり、その責任を保てずと判定した場合、資格者選考委員会によってそのライセンスは停止となる。停止を解除するためには、競技本部が行う研修会に参加しなくてはならない。
- 付 記 本ライセンス所持者は、公認競技会において計時計算係長として着任する。

公認技術審判員規定

[JSBA競-10号]

1992年10月09日制定

2019年09月01日改訂

第1条

目的

日本スノーボード協会（以下「本協会」という）は、フリースタイル競技において、厳正公平なる試技の判定によって競技会を円滑にし、その權威を保持するため、公認技術審判員制度を設け、また、判定およびルールの確立、研修開発を目的として、フリースタイル部内に、ジャッジ委員会を設ける。

第2条

公認技術審判員の責務

- 判定はいかなる差別、先入観をもって行なってはならない。
 - すべての公認技術審判員は、ヘッド・ジャッジを助け、競技の円滑な進行に努めなければならない。
 - すべての公認技術審判員は、競技の進行中は速やかに採点し、競技会に遅延がないよう努めなければならない。
 - すべての公認技術審判員は、競技者からの抗議に対しヘッド・ジャッジの要請があった場合、その判定理由を説明しなければならない。
 - すべての公認技術審判員は、公平な判定およびルールの確立、研修開発の為にジャッジ・シンポジウムに参加し、JSBA競技本部FS部に対し助言を行なう。
- ※その他、FS Manualに従い、職務を全うしなければならない。

第3条

資格の種類

公認技術審判員の資格は、A級、B級、C級、Pro級（IJC Pro Snowboard Judge）に分ける。

- (1)各資格はジャッジクリニック（以下「クリニック」という）に参加し、その後行われるテストに合格することで発行される。
- (2)すべての公認技術審判員の受験者の年齢制限は、18歳以上とする。
- (3)すべての公認技術審判員は、その資格をもって、本協会公認、後援、協力競技会以外の判定活動を行うことはできない。

第4条

資格の取得

各資格の取得条件は下記の通り。

- Pro級 JSBA B級ジャッジ取得後、最低1年間の実務経験があること。
- 地区大会での実務経験。
 - 地区協会フリースタイル部より推薦を受けること。
 - 国際クリニックに参加し、テストに合格しIJCより認可を受けること。
- A級 JSBA B級ジャッジ取得後、最低1年間の実務経験があること。

- 地区大会での実務経験。
- 地区協会フリースタイル部より推薦を受けること。
- ヘッド・ジャッジ経験が1回以上あること。
- クリニックに参加し、テストに合格すること。
- B級 JSBA C級ジャッジ取得後、1年以上経過し、1回以上の実務経験を有すること。
- JSBA公認プロ登録者でフリースタイル競技を専門とし、PSA ASIAの推薦を受けた者。
- クリニックに参加し、テストに合格すること。
- C級 BORを受講済の者。
- スノーボード競技に情熱を持つ者で、受験日に満18歳以上の者。
- 最低1年以上のスノーボード経験があること。
- クリニックに参加し、テストに合格すること。

第5条 資格の有効期限
各資格の有効期限は以下の通り。

- Pro級 1年間
- A級 2年間
- B級 3年間
- C級 3年間

第6条 資格の維持
各資格の維持条件は以下の通り。

- Pro級 毎年国際クリニックに参加し、テストに合格し、IJC規定を満たしていること。
- A級 2年に1度クリニックに参加しなければならない。
- B級 3年に1度クリニックに参加しなければならない。
- C級 3年に1度クリニックに参加しなければならない。
(FS-TS所持者はC級に限り更新不要)

第7条 研修・検定会の内容

公認技術審判員となる資格者は、次のクリニックおよびテストを受けなければならない。クリニックおよびテストの期間を2日間とする。

クリニック

1. フリースタイルの基礎知識
2. フリースタイルジャッジの服務心得
3. ジャッジングの基礎知識
4. ジャッジシステムについて
5. フリースタイル競技会の基礎知識
6. ヘッドジャッジの服務心得

テスト

1. トリックテスト
2. ランキングテスト

3. 学科テスト

*プロ級公認技術審判員となる資格者が、参加するクリニックおよびテストの内容は、IJC規定に準ずる。

第8条

クリニック・テストの開催

各公認技術審判員のクリニックおよびテストは、資格者選考委員会によって、A、B、C級は年1回以上、プロ級は年1回行われる。

第9条

クリニック・テストの費用

講師の旅費、宿泊費は、本協会の負担とする。ただしクリニックおよびテスト料は下記の通りとする。

	クリニック料	テスト料
Pro級	6,600円	4,400円
A級	4,950円	4,400円
B級	4,950円	4,400円
C級	4,950円	4,400円

第10条

クリニック・テストの講師クリニックおよびテストの講師は、フリースタイル部より資格者選考委員会の承認を経て、2名以上をもってこれに当たる。

第11条

資格申請・公認・登録・更新料

公認資格者は、下記の申請料、公認料を別に納付する。

	申請料	公認料
A級	2,200円	5,500円
B級	2,200円	4,400円
C級	2,200円	3,300円
	(申請時のみ)	(初回のみ)

第12条

公認証

公認技術審判員の資格は、その任命、退任、失格など、すべて資格者選考委員会およびフリースタイル部で審査し、競技本部が決定する。資格取得者には公認証を与える。競技会に派遣される公認技術審判員は、必ずこの公認証を携帯しなければならない。

第13条

クリニック・テストの管理

クリニックおよびテストに関する一切の事務処理は、資格者選考委員会およびフリースタイル部が連携して行う。

第14条

クリニック・テストの記録

公認技術審判員は、新しい知識を修得し、判定技術の向上ならびに選手育成と研鑽のため、資格取得後も、それぞれに定められた期間内にクリニックを受講しなければならない。なお、クリニック、競技会に参加した者には出役記録簿に責任者（講師またはヘッドジャッジ）が

捺印し、証明する。各責任者は、クリニックまたは競技会終了後2週間以内に報告書を資格者選考委員会に提出しなければならない。

第15条 資格の停止

公認技術審判員は、競技会開催にあたって協力要請があった場合、正当な理由なくしてこれを拒否したり、第14条の研鑽を怠ったり、その責任を保てずとフリースタイル部が判定した場合、資格者選考委員会によってそのライセンスは停止となる。停止を解除するためには、新たに資格維持条件を満たさなくてはならない。

第16条 資格の行使

公認技術審判員の各資格行使の範囲は以下の通り。

	ジャッジ	ヘッド・ジャッジ
A級	全日本、地区大会、公認大会	全日本、地区大会、公認大会
B級	*全日本、地区大会、公認大会	公認大会
C級	地区大会、公認大会	

*全日本についてはフリースタイル部の推薦が必要

*Pro級についてはIJC規定に準ずる

第17条 賃金

公認技術審判員の各資格の日当たり賃金は下記の通り。

	ジャッジ	ヘッド・ジャッジ
A級	15,000円	18,000円
B級	12,000円	15,000円
C級	10,000円	

*ヘッド・ジャッジは拘束日数計算とする

*賃金は保持資格に対して支払われる

公認プロ規程

[JSBA競-15号]

1992年10月9日制定

2017年9月1日改訂

第1条 日本スノーボード協会（以下「本協会」という）は、スノーボード競技者の育成と、競技技術の向上を目的として、その権威を保持するため、公認プロ制度を設ける。

第2条 公認プロ登録有資格者

第2条-1 公認プロは、本協会の会員でなければならない。

第2条-2 本協会に対しプロ登録を済ませた者。

第2条-3-1 （プロ登録資格の条件）

1. その年度の全日本スノーボード選手権大会で開催される公認種目のオープン男女1位～3位までの入賞者であること。
2. その年度のJSBAポイントランキングにおいて、(表2)の基準を満たした入賞者であること。
3. 特別参加資格を得て、その年度のプロツアーに参加し、各種目において(表4)の基準を満たした入賞者であること。
4. 特別参加資格を得て、その年度のプロツアーに参加し、プロトライアルランキングにおいて(表3)の基準を満たした入賞者であること。

第2条-3-2 （プロツアー特別参加資格について）

1. 全日本スノーボード選手権大会において、(表1)の基準を満たした者は、翌シーズンのプロツアー特別参加資格を得ることができる。但し、この資格は翌シーズンに限り有効。
2. JSBAポイントランキングにおいて、(表2)の基準を満たした者は、翌シーズンのプロツアー特別参加資格を得ることができる。但し、この資格は翌シーズンに限り有効。
3. 特別参加推薦を受けた者であること。
《プレプロトライアル推薦枠》
国際大会より前の日程でアマチュア大会を併催する場合、主催者はプロツアー特別参加推薦枠を設けることができる。
《主催者・開催地・スポンサー推薦枠》
国際大会の主催者・開催地・スポンサーは、PSA ASIA RULESに基づき、主催者・開催地・スポンサー推薦枠を設けることができる。
4. PSA ASIAは、PSA ASIA推薦枠を設けることができる。
5. プロツアー特別参加資格者が出場できる種目は、特別参加資格を獲得した競技種目に限られる。
但し、アルパイン競技の種目においては制限を行わない。また、プロツアー特別参加資格保持者はPSA ASIA RULESが定めた人数制限などの条件により、すべてのプロツアーに参加できるとは限らない。
6. プロアマオープン大会では、上記の推薦を必要としない。
7. プロツアーに特別参加する全ての者は、JSBA会員登録を完了している者でなければならない。

8. プロツアー特別参加によりプロ登録資格を得た者は、いずれの場合でもプロ登録資格を得た日より1年間はプロツアー特別参加資格を得ることはできない。
9. 未成年者がプロツアーに特別参加する場合は、親権者の承諾を得なければならない。

第2条-3-3 (プロ登録について)

シーズン終了までに得られたプロ登録資格は次シーズンの新規登録時まで有効であり、登録の期限を過ぎた場合は無効となる。

第2条-4 公認プロ有資格者は、本協会が公認する国際大会の全種目に出場することができる。

第2条-5 公認プロとして認定された者は、本協会がその資格を剥奪しない限り有効である。

第2条-6 公認プロとしてふさわしくないと本協会理事会が認めた者に対し、本協会はその資格を一時的に、永久または一時的に剥奪することができる。

第2条-7 公認プロ自身がプロ登録を終える場合、本協会理事会に登録抹消届を提出しなければならない。

第2条-8 公認プロはその登録を終えた場合、それを本協会理事会が受理した日より1年間、本協会の全日本、地区大会および公認大会（プロアマオープンを含む）へ参加することはできない。

第2条-9 公認国際大会に参加する、公認プロの肖像権はすべて本協会ならびにPSA ASIAに帰属する。

第2条-10 未成年の公認プロに賞金の授受が行われる場合は、本人に代わってその親権者に与えられる。但し、親権者の承認がある場合はこの限りではない。

第3条 公認プロ登録方法

第3条-1 公認プロ登録有資格者がプロ登録をする場合、PSA ASIAを通し、本協会へプロ登録料を納めなければならない。

第3条-2 プロ登録料は¥10,000とする。

第3条-3 登録料は本協会理事会によって決定されまた変更される。

第3条-4 未成年者が登録する場合は、親権者の承諾書を提出しなければならない。

第4条 公認国際大会

第4条-1 公認国際大会が本協会の公認を受けるためには、基本的にその賞金総額によって決定される。

第4条-2 その賞金総額は1種目につき¥1,000,000を超えるものでなければならない。但し、PSA ASIA理事会が認めた競技会に限り、1種目につき¥300,000以上とする。

第4条-3 この賞金総額は、PSA ASIA理事会で決定後、本協会理事会によって承認される。

第4条-4 本協会の全日本、地区大会および公認大会は、公認国際大会と併設することができる。

第4条-5 他団体の公認する競技会をプロツアーとして認定する場合は、本協会理事会の承認を必要とする。

第5条 PSA ASIA Tour Ranking

第5条-1 PSA ASIAによって毎年発行されなければならない。

第5条-2 PSA ASIA RULESによって計算及び発表方法が規定されなければならない。

なお、この規定が実際にそぐわない場合が発生した際はPSA ASIAと本協会が協議の上、決定するものとする。

(表1) 全日本選手権大会の結果により得られるプロ登録資格及びプロツアー特別参加資格

全日本スノーボード選手権大会						
種目	プロ登録資格		プロツアー特別参加資格			
	男子	女子	男子	女子	ジュニア男子	ジュニア女子
GS	3位以上	3位以上	32位以上	16位以上	3位以上	3位以上
DU	3位以上	3位以上	32位以上	16位以上	3位以上	3位以上
HP	3位以上	3位以上	8位以上	4位以上	3位以上	3位以上
SX	3位以上	3位以上	1/8ファイナル以上	1/4ファイナル以上	3位以上	3位以上
SS	3位以上	3位以上	8位以上	4位以上	3位以上	3位以上

(表2) JSBAポイントランキングで得られるプロ登録資格及びプロツアー特別参加資格

JSBAポイントランキング				
種目	プロ登録資格		プロツアー特別参加資格	
	男子	女子	男子	女子
AL	1～6位 上記の他2年連続で12位以内	1～3位 上記の他2年連続で6位以内	32位以上	16位以上
SX	1～4位	1～2位	48位以上	24位以上
FS	種目別にランキング計上人数 の4%(小数点以下切り上げ)	種目別にランキング計上人数 の4%(小数点以下切り上げ)	32位以上	16位以上

(表3) プロトライアルランキングで得られるプロ登録資格

プロトライアルランキング		
種目	プロ登録資格	
	男子	女子
AL	32位以上	12位以上
SX	24位以上	12位以上
FS	32位以上	16位以上

(表4) プロツアー特別参加により得られるプロ登録資格

プロトライアルバリュー			
	バリュー	スタートランキング上位16人の出走人数	プロ登録権獲得順位
男子 (全種目共通)	プロトライアルバリュー1	13～16人	16位以内
	プロトライアルバリュー2	9～12人	12位以内
	プロトライアルバリュー3	0～8人	8位以内

プロトライアルバリュー			
	バリュー	スタートランキング上位8人の出走人数	プロ登録権獲得順位
女子 (全種目共通)	プロトライアルバリュー1	5～8人	8位以内
	プロトライアルバリュー2	0～4人	4位以内

公認大会グレード規定

2012年09月01日制定
2018年12月01日改訂

第1条 参加資格

公認大会の参加資格は競技規則第101、102条に準ずる。

第2条 競技規則

すべての公認大会でJSBA競技規則を適用する。ただし、エキシビション公認大会 (EX) はその限りではない。

第3条 開催条件

公認大会の開催条件は下記の通りとする。

全日本	競技規則第102条に準ずる。
地区大会	競技規則第102条に準ずる。
G1	複数年継続して公認大会の開催実績を有すること。組織委員会が申請し、競技本部専門部の審査を経て、競技本部が承認、認定する。 ジュリーメンバー、計時計算係長、旗門審判係長、技術審判員 (ジャッジ) は競技役員資格を必要とし、その他の役員は競技役員資格を有する事が望ましい。また、TSはセッター及びスロープビルダーを兼務することができる。
G2	組織委員会が申請し、競技本部が承認、認定する。 TS、主審、計時計算係長、旗門審判係長、技術審判員 (ジャッジ) は競技役員資格を必要とする。また、TSはセッター及びスロープビルダーを兼務することができる。 FS種目はTSを必要としない。ヘッドジャッジ (HJ) とアシスタント (副審) を必要とする。HJ未経験者がHJを務める場合は必ずHJ経験者を競技役員に含めること。
G3	組織委員会が申請し、競技本部が承認、認定する。 ・AL種目：TS・旗門審判係長は競技役員資格を必要とする。 ・SX種目：TS・チーフマーシャル・計時計算係長は競技役員資格を必要とする。 ・FS種目：HJ (HJ経験のあるB級以上のジャッジ) ・ジャッジ (3名以上) は競技役員資格を必要とし、HJにはアシスタント (副審) を必要とする。
EX	組織委員会が申請し、競技本部が承認、認定する。 JSBA競技規則に合致はしないが、その競技性を競技本部によって認められた大会をエキシビション公認大会 (EX) とする。競技役員に関する条件は原則として定めない。

第4条 開催規定

公認大会の開催規定は下記の通りとする。

全日本	競技規則第102条に準ずる。
地区大会	競技規則第102条に準ずる。
G1	第3条の開催条件を満たし、JSBA競技規則第104条に合致している競技会。 すべての会員が参加することができる。ただし、プロ登録会員を除く。 オープンクラス男女優勝者には全日本出場権が与えられる。(繰上げはなし) 出走会員には該当順位に応じたポイントが付与される。
G2	第3条の開催条件を満たし、JSBA競技規則第104条に合致している競技会。 会員または非会員が参加することができる。ただし、プロ登録会員を除く。 大会公式結果は、非会員を含めた順位で発表される。 出走会員には該当順位に応じたポイントが付与される。
G3	第3条の開催条件を満たし、JSBA競技規則第104条に合致している競技会。 会員または非会員が参加することができる。ただし、プロ登録会員を除く。 大会公式結果は、非会員を含めた順位で発表される。 出走会員には該当順位に応じたポイントが付与される。
EX	第3条の開催条件を満たしている競技会。 会員または非会員が参加することができる。 大会公式結果は、非会員を含めた順位で発表される。 JSBAポイントランキングの対象にはならない。

第5条 競技者の責務

競技者の責務は競技規則第116条に準ずる。公認大会に参加する者は会員・非会員を問わずスポーツ傷害保険、またはこれに類する傷害保険に、大会前に加入していなければならない。

第6条 競技者の用具

公認競技者の用具は競技規則第117条に準ずる。全日本・地区大会・G1大会はスタートリストに使用用具を記載すること。G2、G3大会に関しては、参加者に非会員を含むためスタートリストに使用用具の項目は必要としない。

十 各種申請料、公認料、日当一覧十

[JSBA競-17号]

1992年10月09日制定

2019年09月01日改訂

		申請料	公認料	
競技会公認		地区協会により異なる。 北海道・東北・中部・東海・西日本 1大会につき 11,000円 関東 G1：11,000円 G2：8,800円 G3：5,500円	G1(1種目に付き)22,000円 G2(1種目に付き)11,000円 G3(1種目に付き)5,500円 エキジビション (1種目に付き)5,500円 国際賞金総額の1% (但し、最低額11,000円とする)	
各種 有 資格 者	公認TS (各種目共通)	2,200円	5,500円	
	公認スロープビルダー	2,200円	5,500円	
	公認セッター	2,200円	A級	5,500円
			B級	4,400円
	公認旗門審判員	2,200円	3,300円	
	公認タビュレーター (各種目共通)	2,200円	3,300円	
公認技術審判員	2,200円	A級	5,500円	
		B級	4,400円	
		C級	3,300円	

[JSBA競-17号]

20060901

JSBA派遣役員の待遇に関する細則 (2006年09月01日改訂)

日本スノーボード協会より各公認大会に派遣される役員の最低賃金を以下のように定める。これは、各大会の組織委員会により保障される。

日当たり賃金	TS	15,000円※	スロープビルダー	25,000円
	A級セッター	15,000円	A級ジャッジ	15,000円
	B級セッター	12,000円	(HJの場合)	18,000円※
	旗門審判係長	10,000円	B級ジャッジ	12,000円
	旗門審判員	10,000円	(HJの場合)	15,000円※
	計時計算係長	10,000円	C級ジャッジ	10,000円
	計時計算員	10,000円	主審	10,000円
	コース係長	10,000円	副審	10,000円
	スタート審判	10,000円	フィニッシュ審判	10,000円

※印については拘束日数計算。

A級、B級、C級ジャッジの公開練習日の日当は一律5,000円。

スロープビルダーの上記日当はコース設営時のみとする。

競技会当日はコース係長とする。

§ 日当は資格に相当する金額を払うものとする。

競技本部の資格

競技役員基礎知識 ベーシック・オブ・ レフェリー (BOR)	BORは資格ではなく、スノーボード競技会の基礎を学習することを目的とした講習会。 一度受講すればタビュレーター・旗門審判員・C級ジャッジなどが受験可能になる。複数回受講する必要は無い。
テクニカル・ スーパーバイザー (TS)	アルバイン(AL)・スノーボードクロス(SX)・フリースタイル(FS)の各種目毎にTS資格がある。 JSBAの公認大会を開催する際に、全ての競技者が正しくスムーズに行えるように競技においての最高の権限をもって運営に携わるのがTSの仕事。 大会中に急な天候の悪化や事故などが起きた時には素早く確に状況を判断し、各部署への指示を行う。
スロープビルダー (SB)	ハーフパイプ、スノーボードクロス、スロープスタイル競技のコースを選手の技術向上ならびに育成と安全な競技会の運営に主眼を置いてコース造りを行う仕事。 大会レベル、雪の状況、自然の地形を考慮していかにコース造りするかが腕の見せ所。
タビュレーター (Tb)	アルバイン(AL)・スノーボードクロス(SX)・フリースタイル(FS)の各種目毎にタビュレーター資格がある。 アルバイン競技ではタイム、フリースタイル競技ではジャッジスコアを計算し、順位を集計するのがタビュレーターの仕事。 スタートリストの作成から競技途中の出走リスト、リザルト出しまでを行う。
公認旗門審判員 (GJ) / コースマー シャル	アルバイン競技において、セッターがセットした旗門を選手が確実に通過したかどうか、また、スノーボードクロス競技においては各競技者がセクションを確実に通過したかどうかをチェックするのが旗門審判員の仕事。
公認A・Bセッター	アルバイン競技において、選手が通過する旗門(ボール)をセットするのがセッターの仕事。大会のレベルとコースなどの状況に応じていかにセットするかが腕の見せどころ。
公認A・B・C級技術 審判員 (ジャッジ)	フリースタイル競技において、選手の演技にポイントを付けるのがジャッジの仕事。なお、通常ジャッジは各大会ヘッドジャッジを含めて5名で行われ、地区大会以上の大会では、各パートに分かれてそれぞれの演技を採点する。

競技資格一覧

	競技役員基礎知識 ベンチマーク・オフィシアリー(BCR)	アルパインTS(AL-TS)	テクニカル・スノーボードクロス(SX-TS)	フリースタイルTS(FS-TS)	スロープビルダー(SB)
受験資格	JSBA会員	ALタビュレーター以上の資格とB級セッター以上の資格を有し、下記条件のいずれかにあたる者。 ①地区大会以上の競技会においてジュリー経験がある者。 ②地区AL部長の推薦がある者。	SXタビュレーター以上の資格とスロープビルダー以上の資格を有し、下記条件のいずれかにあたる者。 ①地区大会以上の競技会においてジュリー経験がある者。 ②地区SX部長の推薦がある者。	FSタビュレーター以上の資格とC級ジャッジ以上の資格を有し、下記条件のいずれかにあたる者。 ①地区大会以上の競技会においてジュリー経験がある者。 ②地区FS部長の推薦がある者。	BORを受講済の者で下記条件のいずれかにあたる者。 ①公認テクニカル・スノーパーバイザー ②公認A・B級セッター ③公認A・B級技術審判員 ④公認A・B級インストラクター ⑤任意車オペレーターの仕事で、リゾートからの推薦を得た者。 ⑥公認スノーボードパトロール ⑦JSBA公認プロ登録者でスノーボードクロス競技を専門とし、PSA ASIAの推薦を受けた者。 ⑧特例として、競技本部資格者選考委員会が認めた者。
受験者の年齢	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし
講習内容 学科試験	なし	アルパイン競技会に関するあらゆる知識。 実技試験は行わず、資格取得後、テクニカル・スノーパーバイザーのアシスタントのもと実務を行い、正式に資格発行となる。	スノーボードクロス競技会に関するあらゆる知識。 実技試験は行わず、資格取得後、テクニカル・スノーパーバイザーのアシスタントのもと実務を行い、正式に資格発行となる。	フリースタイル競技会に関するあらゆる知識。 実技試験は行わず、資格取得後、テクニカル・スノーパーバイザーのアシスタントのもと実務を行い、正式に資格発行となる。	コース造成に関するあらゆる知識。 実技試験は行わず、実技講習で実際に障害物を造成する。
実技試験	なし	実技試験は行わず、資格取得後、テクニカル・スノーパーバイザーのアシスタントのもと実務を行い、正式に資格発行となる。	実技試験は行わず、資格取得後、テクニカル・スノーパーバイザーのアシスタントのもと実務を行い、正式に資格発行となる。	実技試験は行わず、実技講習で実際に障害物を造成する。	
取得後の 活用法	スノーボード競技会の基礎を学び、専門的な競技役員資格の取得を目指す。	JSBAよりアルパイン公認競技会にテクニカル・スノーパーバイザー(TS)として派遣される。	JSBAよりスノーボードクロス公認競技会にテクニカル・スノーパーバイザー(TS)として派遣される。	JSBAよりフリースタイル公認競技会にテクニカル・スノーパーバイザー(TS)として派遣される。	JSBAより公認競技会にスロープビルダーとして派遣される。
受験費用	講習料¥3,300	講習料¥22,000 検定料¥11,000 研修料(資格維持講習)¥5,500	講習料¥22,000 検定料¥11,000 研修料(資格維持講習)¥5,500	講習料¥22,000 検定料¥11,000 研修料(資格維持講習)¥5,500	講習料¥33,000 検定料¥11,000 研修料(資格維持講習)¥5,500
開催予定時期	各地区ごとに通年開催。	各地区ごとにシーズン前(9~12月頃)に開催。	各地区ごとにシーズン前(9~12月頃)に開催。	各地区ごとにシーズン前(9~12月頃)に開催。	例年は競技本部がシーズン中に2~3日間で開催。
主催	JSBA各地区協会	JSBA競技本部/各地区協会	JSBA競技本部/各地区協会	JSBA競技本部/各地区協会	JSBA競技本部

	タビュレーター (Tb)		A級セッター (AS)	
	ALタビュレーター (AL-Tb)	SXタビュレーター (SX-Tb)	FSタビュレーター (FS-Tb)	旗門審判員 (GJ) / コースマージャー
受験資格	BORを受講済の者でスノーボード競技の運営に情熱を持ち、パソコンの扱い(特にExcelの基本的な操作)に堪能な者。原則として地区の推薦が必要。	BORを受講済の者でスノーボード競技の運営に情熱を持ち、パソコンの扱い(特にExcelの基本的な操作)に堪能な者。原則として地区の推薦が必要。	BORを受講済の者でスノーボード競技の運営に情熱を持ち、パソコンの扱い(特にExcelの基本的な操作)に堪能な者。原則として地区の推薦が必要。	<p>下記条件のいずれかにあたる者。</p> <p>①B級公認セッターの資格を有する者で、全日本大会またはプロサーキットで6位以内に3回以上入賞し、アルパイン部の推薦を受けた者。</p> <p>②B級公認セッターの資格を有するもので、2年間連続して研修会でアシスタントセッターを實務し、地区協会が推薦した者。</p> <p>③JSBA公認プロ登録者でアルパイン競技を専門とし、PSA ASIAの推薦を受けた者。</p>
受験者の年齢	制限なし	制限なし	制限なし	受験日に満22歳以上
講習内容 学料試験	アルパイン・タビュレーターとして必要な専門知識。	スノーボードクロス・タビュレーターとして必要な専門知識。	フリースタイル・タビュレーターとして必要な専門知識。	アルパイン競技の知識(1単位)/アルパイン競技のルール(1単位)/セッターの心得(1単位)/旗門の種類とコースセットの要領(2単位)
実技試験	タビュレーターの実技・パソコンも使用します。	タビュレーターの実技・パソコンも使用します。	タビュレーターの実技・パソコンも使用します。	コースセットの要領(1単位)/コースセッターの実務(1単位)/実技検定(1単位)
取得後の 活用先	JSBAよりアルパイン公認競技会にタビュレーターとして派遣される。	JSBAよりスノーボードクロス公認競技会にタビュレーターとして派遣される。	JSBAよりフリースタイル公認競技会にタビュレーターとして派遣される。	JSBAの全日本・地区大会・公認大会競技会実務委員会より公認セッターとして要請される。他
受験費用	講習料¥4,950 検定料¥4,400	講習料¥4,950 検定料¥4,400	講習料¥4,950 検定料¥4,400	講習料¥ 3,300 検定料¥13,200
開催予定時期	例年は各地区協会ごとにシーズン前(9~12月頃)に学料試験・実技試験を同時開催。	例年は各地区協会ごとにシーズン前(9~12月頃)に学料試験・実技試験を同時開催。	例年は各地区協会ごとにシーズン前(9~12月頃)に学料試験・実技試験を同時開催。	例年は競技本部または各地区ごとにシーズン中(12~4月頃)に開催。
主催	JSBA各地区協会	JSBA各地区協会	JSBA各地区協会	JSBA競技本部/各地区協会

	B級セッター(BS)	A級技術審判員 (A級ジャッジ)	B級技術審判員 (B級ジャッジ)	C級技術審判員 (C級ジャッジ)
受験資格	<p>下記条件のいずれかにあたる者。</p> <p>① 旗門審判員の資格を有し、地区大会・公認大会のアシスタントセッターを2回以上実務した者。</p> <p>② 旗門審判員の資格を有し、地区大会で6位以内に3回以上入賞した者で、各地区協会が推薦した者。</p> <p>③ JSBA公認プロ登録者でアルバイク競技を専門とし、PSA ASIAの推薦を受けた者。</p>	<p>下記条件のいずれかにあたる者</p> <p>① JSBA B級ジャッジ取得後、最低1年間の実務経験があること。</p> <p>② 地区大会での実務経験。</p> <p>③ 地区協会フリースタイル部より推薦を受けること。</p> <p>④ ヘッド・ジャッジ経験が1回以上あること。</p>	<p>下記条件のいずれかにあたる者</p> <p>① JSBA C級ジャッジ取得後、1年以上経過し、1回以上の実務経験を有すること。</p> <p>② JSBA公認プロ登録者でフリースタイル競技を専門とし、PSA ASIAの推薦を受けた者。</p>	<p>BORを受講済の者で下記条件の全てにあたる者</p> <p>① スノーボード競技に情熱を持つ者で、受験日に満18歳以上の者</p> <p>② 最低1年以上のスノーボード経験があること</p>
受験者の年齢	受験日に満20歳以上	受験日に満18歳以上	受験日に満18歳以上	受験日に満18歳以上
講習内容 学科試験	アルバイク競技の知識(1単位)/アルバイク競技のルール(1単位)/セッターの心得(1単位)/旗門の種類とコースセットの要領(2単位)	1.フリースタイルの基礎知識/2.フリースタイルジャッジの服務心得/3.ジャッジングの基礎知識/4.ジャッジシステムについて/5.フリースタイル競技会の基礎知識/6.ヘッドジャッジの服務心得	1.フリースタイルの基礎知識/2.フリースタイルジャッジの服務心得/3.ジャッジングの基礎知識/4.ジャッジシステムについて/5.フリースタイル競技会の基礎知識/6.ヘッドジャッジの服務心得	1.フリースタイルの基礎知識/2.フリースタイルジャッジの服務心得/3.ジャッジングの基礎知識/4.ジャッジシステムについて/5.フリースタイル競技会の基礎知識/6.ヘッドジャッジの服務心得
実技試験	コースセットの要領(1単位)/コースセッターの実務(1単位)/実技検定(1単位)	トリックテスト/ランキングテスト/学科テスト	トリックテスト/ランキングテスト/学科テスト	トリックテスト/ランキングテスト/学科テスト
取得後の 活用先	JSBAの地区大会・公認大会競技会実行委員会より公認セッターとして要請される。他	JSBAの(全日本)・地区大会・公認大会に公認ジャッジとして派遣される。ヘッドジャッジとしての派遣は公認大会のみ。 ※全日本についてはフリースタイル部の推薦が必要。	JSBAの地区大会・公認大会に公認ジャッジとして派遣される。	
受験費用	講習料¥4,950 検定料¥9,350	講習料¥4,950 検定料¥4,400	講習料¥4,950 検定料¥4,400	講習料¥4,950 検定料¥4,400
開催予定時期	例年は競技本部または各地区ごとにシーズン中(12～4月頃)に開催。	例年は競技本部がシーズン前(9～12月頃)にジャッジクリニックを開催。	例年は地区協会ごとにシーズン前(9～12月頃)にジャッジクリニックを開催。	例年は地区協会・公認大会に公認ジャッジとして派遣される。
主催	JSBA競技本部/各地区協会	JSBA各地区協会	JSBA各地区協会	JSBA各地区協会

資格維持条件(更新条件)

2019年09月01日改定

資格名	有効期限	維持条件 (3年に1回の更新登録時に出役記録簿をチェック)
エニルネパートナー	アルパインTS (AL-TS)	3年 3年に1度クリニックに参加しなければならない。
	スノーボードクロスTS (SX-TS)	3年 3年に1度クリニックに参加しなければならない。
	フリースタイルTS (FS-TS)	3年 3年に1度クリニックに参加しなければならない。
スロープビルダー	3年	3年に1度クリニックに参加しなければならない。 (SX-TS所持者は資格有効期限内のスロープビルダー実務経験でも可)
タビュレーター	アルパイン・タビュレーター (AL-Tb)	3年 下記条件のいずれかを満たさなければならない。 ①3年に1度のクリニック参加 ②3年に1度以上の公認競技会での実務経験 (AL-TS所持者は更新不要)
	スノーボードクロス・タビュレーター (SX-Tb)	3年 下記条件のいずれかを満たさなければならない。 ①3年に1度のクリニック参加 ②3年に1度以上の公認競技会での実務経験 (SX-TS所持者は更新不要)
	フリースタイル・タビュレーター (FS-Tb)	3年 下記条件のいずれかを満たさなければならない。 ①3年に1度のクリニック参加 ②3年に1度以上の公認競技会での実務経験 (FS-TS所持者は更新不要)
旗門審判員 コースマーシャル	3年	下記条件のいずれかを満たさなければならない。 ①3年に1度のクリニック参加 ②3年に1度以上の公認競技会での実務経験 (各セッター所持者は更新不要)
B級 セッター	3年	3年に1度クリニックに参加しなければならない。 (AL-TS所持者は資格有効期限内のセッター実務経験でも可)
A級 セッター	3年	3年に1度クリニックに参加しなければならない。 (AL-TS所持者は資格有効期限内のセッター実務経験でも可)
C級 技術審判員	3年	3年に1度クリニックに参加しなければならない。 (FS-TS所持者は更新不要)
B級 技術審判員	3年	3年に1度クリニックに参加しなければならない。
A級 技術審判員	2年	2年に1度クリニックに参加しなければならない。
Pro級 技術審判員	1年	毎年国際クリニックに参加し、テストに合格し、IJC規定を満たしていること。

稼動範囲

資格名	稼動範囲 ※競技会クラス
AL-TS	全ての公認大会のアルパイン種目
SX-TS	全ての公認大会のスノーボードクロス種目
FS-TS	全ての公認大会のフリースタイル種目
スロープビルダー	全ての公認大会・World Qualifying
ALタビュレーター	全ての公認大会のアルパイン種目
SXタビュレーター	全ての公認大会のスノーボードクロス種目
FSタビュレーター	全ての公認大会のフリースタイル種目
旗門審判員	全ての公認大会・World Qualifyingのアルパイン種目・スノーボードクロス種目
B級 セッター	地区大会・公認大会のアルパイン種目
A級 セッター	全ての公認大会のアルパイン種目
C級 技術審判員	地区大会・公認大会
B級 技術審判員	*全日本・地区大会・公認大会 【ヘッドジャッジ】 公認大会
A級 技術審判員	全ての公認大会 【ヘッドジャッジ】 全ての公認大会
Pro級 技術審判員	IJC規定に準ずる

*全日本についてはフリースタイル部の推薦が必要